

学体連会報

発行日 平成20年5月25日
 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
 国立オリンピック記念青少年総合センター内
 財団法人 日本学校体育研究連合会
 電話 (03)3465-3954
 FAX (03)3465-7464
 発行者 片岡 曉 夫

「愛国心と体育科教育」

会 長 片 岡 曉 夫



現代の日本に、様々な社会問題があり、教育に解決を期待するものがたくさんある。しかも、いろいろな問題現象に、共通の根があると捉えることができる。この根の問題を解決することが重要である。ひとつの病気で、いろいろな症状が出てくるのと似ている。教育に根本治療を期待するというのである。

さて、現代の日本人は、概して孤独である。また不安傾向が強いといわれている。自分さえよければいいという風潮、つまり、利己主義的になったともいわれる。有名商店が商品の偽装をし、役人が私利私欲に走る。つまり、客や国民との信頼関係を失っている。全体的に人間への信頼感が希薄になっている。人の絆が弱くなっているのだ。地域の人間関係も弱まった。地域の信頼度も低下している。国全体の人の絆も当然のことながら相当弱くなっている。

国際競技で日本を応援することは、人間関係の信頼感を促進するであろうか。スポーツを観戦するのと、自分らが練習やゲームをするのとは大いにちがう。人間の絆をつくる所は、練習や生活を共にする場である。

自分たちが共通する課題をもち、その共同達成を愛する心を実感させたいものである。アマチュアの言葉には愛好するという意味がこめられている。見て楽しむのではなく、練習を実際に行うことを愛するのである。その場に人間の絆が生成する。傍観するのではなく、実践するところで絆がつよくなる。みんなで体と心を活発に動かさなければならないのではない。

日本の青少年における愛国心の欠如・喪失の問題が浮かび上がっている。改定された教育基本法第二条 教育の目的および理念の五 「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とある。友達とともに郷土の山野で遊びまわり、歩き回り、走り回ること、そこで鍛えられ人となることで、人間と土地や

風土との心の絆ができてくる。国についても同じである。

体育教師は独特の立場を持っている。

そして、国とは、何だろうか。まずは国土である。活動基盤であり、その上で共同生活し、何事かを達成している。そして歴史と伝統である。また言語であり学問や芸術である。それらが人々を結び付けている。相撲について考えてみよう。ユーラシア全域に相撲の兄弟格闘技があるが、日本のものも独自性をもっている。それをまず友達と実践するのである。そうして実行を愛するようになる。そこから愛国心が根付く。

そして愛国心は、倫理的でなければならない。愛国心は、代表者や選手にまかせられるものではない。国は具体的な人間をはるかに超える存在である。それを愛する心が愛国心ではないか。プロ球団を見れば、選手は移籍し交代するがチームは残っている。チームは選手を越える存在である。フォア・ザ・チームというのもそういうことである。集団の名誉に関り、愛するのである。国のもつ独自の文化的・道徳的クオリティを保ち高めていくことが、各国に求められている。このように考えてみると、愛国心の教育は、実践を協力し相互信頼のもとで行うところに根があり、具体的でわかりやすいものである。それが、さらに国際的な信頼にまで展開するのである。愛国心の理屈をたてるのは、なかなか難しい。今回の指導要領のキーワードの一つは「我が国と郷土を愛する」であろう。

その課題を持った新しい指導要領が平成20年3月に出された。体育・保健体育科では、郷土で遊ぶこと、身体を鍛えること、練習すること、そして同時に友達や先生との交流を通して、人間への根本的な信頼感、つまり愛を育てることが大切になってくる。体育は、見物し応援する教育ではなく、実践し、存在を賭ける教育を期待されているのではなかろうか。

新学習指導要領改訂のポイントと 授業実践への期待

同志社大学スポーツ健康科学部教授 渡 邊 彰
前文部科学省企画・体育課教科調査官



はじめに

学習指導要領は、昭和33年に文部省告示として改訂されて以来、おおよそ10年に1回改訂されてきた。本年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂されたのに伴い、改訂のポイントとこれからの体育学習に期待することについて述べてみたい。

1 今回の改訂の基本的考え方

今回の改訂の基本的な考え方は、①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること、②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することの大きく3つに整理することができる。

2 授業時数の増加

今回の学習指導要領の改訂に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、観察・実験、レポートの作成や論述などの知識・技能を活用する学習活動を充実することが求められ、小学校では国語、社会、算数及び理科を、中学校では国語、社会、数学、理科及び外国語の授業時数の増加が図られた。

また、体育、保健体育についても、小学校では、子どもたちの体力が低下する中で、運動の楽しさや基本となる体の動きを重視した体育授業の増加も必要であるとされ、低学年及び中学年の授業時数の増加が図られた。中学校では、子どもたちの体力が低下する中で、中学校段階は生徒の体の発達も著しい時期であるとして、中学校3年間を通して授業時数の増加が図られた。

3 教育内容の主な改善事項

今回の改訂の基本的考え方を踏まえ、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の

充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などの視点から教育内容の改善が図られた。

4 体育、保健体育の主な改善

(1) 改善の基本方針

体育、保健体育については、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図った。また、学習したことを実生活、実社会において生かすことを重視し、学校段階の接続及び発達の段階に応じて、児童生徒に身に付けさせたい具体的な内容を明確に示した。

体育については、体を動かすことが身体能力を身に付けるとともに、コミュニケーション能力を育成することや論理的思考力をはぐくむことにも資することを踏まえ、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように発達段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図った。

なお、「発達段階のまとまり」には、小学校から高等学校の12年間に、①各種の運動の基礎を培う時期、②さまざまな運動を体験する時期、③生涯スポーツに向け運動を選択し深めていく時期の3つの段階があると考え、内容の構成をした。その結果、「小学校第1学年～第4学年」－「小学校第5学年～中学校第2学年」－「中学校第3学年～高等学校第3学年」という【4－4－4】という内容の構成となった。

(2) 小学校

運動領域においては、基礎的な身体能力を身に付け、実生活において運動を豊かに実践していくための資質や能力の基礎を培うことを重視して以下のような改善を図った。

①指導内容の体系化

幼児教育との円滑な接続を図ること、体力低下が深刻な問題となっていることや積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化への指摘があるこ

と、各学年の系統性を図ることなどを踏まえ、指導内容の体系化を図った。

②発達段階に応じた指導内容の明確化

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培う観点から、低学年、中学年及び高学年において、児童に身に付けさせたい具体的な内容を明確に示した。

③体力向上の重視

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が深刻な問題となっていることから、「体づくり運動」を低学年から示すとともに、第1学年から第6学年のすべての学年において指導することとした。

④運動の取り上げ方の弾力化

指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取り上げ方を一層弾力化し、低学年、中学年及び高学年で示されている「体づくり運動」以外のすべての指導内容について、2学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできるようにした。

(3) 中学校

体育分野においては、健やかな体の基礎となる身体能力と知識を定着させ、身に付けた段階に応じ運動を豊かに実践していくための資質や能力を育てることを重視して以下のような改善を図った。

①指導内容の体系化

小学校高学年からの接続及び発達の段階のまとまりを踏まえ、体育分野として示していた目標及び内容を「第1学年及び第2学年」と「第3学年」に分けて示した。また、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに自らが更に探求したい運動を選択できるよう選択の仕方を改善した。〔武道、ダンス〕も他の運動と同様に、第1学年及び第2学年でまず体験させ、第3学年で選択とした。〕

②指導内容の明確化

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成する観点から、各領域における身に付けさせたい具体的な内容を明確に示した。

③体力向上の重視

「体づくり運動」については、心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、学校の教育活動全体や実生活で生かすことができるよう指導内容を改善した。また、「体づくり運動」で取り扱う時間数の目安（各学年7時間以上）を示した。

④運動の取り上げ方の弾力化

指導内容の確実な定着を図ることができるよう、「体づくり運動」、知識に関する領域以外のすべての領域は、第1学年及び第2学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできるようにした。

5 これからの体育学習

(1) 身に付けさせたいことへ向けての指導

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るという観点から、12年間で視野に発達段階に応じた指導内容の明確化を図っている。各学校においては、学習指導要領や学習指導要領解説を踏まえ、子どもたちの実態に応じて身に付けさせたいことをより明確にし、運動の楽しさや喜びを味わわせながら身に付けさせたいことへ向けての指導をより充実していくことが求められる。

この授業で身に付けさせたいことは何なのか（P）→そのことに向けてどのように指導内容を組み立て指導をしていくのか（D）→その指導の結果身に付けさせたいことが身に付いたのか（C）→Cの結果を見てどのような改善をしていけばよいのか（A）。このサイクルは、従前求められていたものと何ら変わることはない。今回の改訂では、国として身に付けさせたいことをより明確に示した。各学校においては、それを身に付けるための年間指導計画や指導方法の工夫というものが求められている。

(2) 知識や技能の活用

前述したように、今回の改訂は、全教科を通じ、知識や技能を確実に身に付け、身に付けた知識や技能を活用することが重視されている。

学習指導要領の内容（3）で示される思考・判断にかかわるものは、まさに身に付けた知識をベースとしての工夫（活用）であり、各学校においては、「知識⇒活用」の考え方を踏まえ、指導していく必要があると考える。また、技能の活用としては、例えば、「練習で身に付けたパスやドリブル・シュートなどを、ゲームで適切に使い分けてプレーすることなどがあるのではないかと考えている。

この知識や技能の活用は、単に体育学習の範疇だけではなく、家庭や地域等においても活用できるようにすることが、生涯スポーツを目指すこれからの体育、保健体育に求められた重要な使命であると考えている。

私が注目する幼稚園新教育要領改訂点と保育実践への期待 「幼稚園に求められる運動の支援」

日本女子大学家政学部児童学科教授 岩 崎 洋 子



1 幼稚園教育要領の中の運動

すでにご存知の人が多いと思われるが、幼稚園教育要領は学校の教科とは異なり、発達の側面から5つ領域が示されている。5つの領域とは健康、人間関係、環境、言葉、表現であり、その中で運動に関する内容は領域『健康』の中に示されている。今回の改訂においても、幼児期の心身の健康的な発育・発達を促すねらいの1つとして『自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする』があげられている。このねらいには、幼児期に自ら積極的に運動しようとする意欲を育てることの大切さが示されている。また、教育要領では、ねらいを実現するための内容が以下のようにあげられている。①いろいろな遊びの中で十分に身体を動かす②進んで戸外であそぶ③様々な活動に親しみ、楽しんで取り組むとなっており、前回の教育要領と同じである。

幼児期の運動は、生活や遊びの中で様々な環境を通して総合的に行なわれている。内容にあるいろいろな遊びや様々な活動の中の体験が体を使うことで豊かになり、その体験の積み重ねが結果として運動能力の向上に結びついていくことが期待されている。一つの運動に偏ることなく、様々な活動から様々な動きが引き出され、この時期の運動発達を保証していると思われる。

しかし、幼児期においても、生活リズムの乱れや運動不足が指摘され、運動能力の低下傾向に歯止めはかかっていない。このような現状を考えると新教育要領の趣旨をどのように理解し、生かしていくかは大きな課題であろう。

2 新教育要領の趣旨

今回の幼稚園教育要領の改訂で、特に強調されていることは、『子育て支援』を幼稚園の大きな役割としたこと、『幼小連携』を今まで以上に重要視したことと思われる。特に幼児教育は、従来から保護

者と園との協力により教育効果が期待できるとされている。幼稚園教育をより充実していくためには、親子の関係が充実するように、園がサポートしていくことが望まれている。園や保育者が資源として持っている子育てに関する環境、文化、知識、情報などを積極的に提供することが求められているといえる。

また、幼稚園と小学校との連携では、段差を低くして、小学校での生活にスムーズに移行できるように、授業公開や保育公開等で相互理解を深めていくことが求められている。子どもの育ちは連続であり、段差が高過ぎると、そこで挫折感を持ち、小学校生活への興味や意欲を失ってしまう。そのようなことが生じないように、例えば、幼稚園での運動的な遊びからの育ちをどのように小学校につないでいくのか、遊びから学びへのスムーズな移行が必要になる。すでに幼稚園、保育園、小学校の先生が『発達と学びの連続性』『発達と生活の連続性』を軸に、学びのめばえを育てつないでいくこと、小学校で必要となる生活面の技能、身体の動きが就学前にはどのように取り組まれているかなど話し合い、協力しているところもある。幼小連携の内容は、子どもがお互いの行事に参加する、訪問するといったことに加えて、教育内容の連携が求められているといえる。このような連携をスムーズに行なうためには、教員同士のコミュニケーションと子どもの発達への相互理解が大切であろう。

前回からの教育要領で継続された点は『生きる力の基礎を育む』という方向性、『遊びを中心とした総合的な指導』『幼児の発達を5領域から総合的に理解』することである。

前で述べた『健康』領域では運動に関するねらいや内容では基本的な変化はないが、『食育』として「先生や友達と食べることを楽しむ」が新しく加えられた。近年、生活リズムの乱れが指摘され、幼児でも10時以降に寝る子どもは30%、また、毎日朝食

を食べない子が10%位いるといわれる。

生活リズムが整っている子は運動能力が高いが、遅く起きる子は朝食を取らない率が高く、運動場面でも消極的で、運動能力が低いとの報告がある。幼稚園での主な活動が午前中に行なわれることを考え合わせると寝不足、欠食では、体を十分に使う活動が消極的になることが予測される。運動不足や運動能力低下は運動場面だけを問題にして解決できるのではなく、生活全般の問題解決を試みるのが今後、必要であろう。子どもが「良く動き、良く食べ、良く眠る」ことが豊かな育ちの基本であることはいうまでもないが、生活面の改善を効果的に行なうには家庭との協力が重要であろう。

3 幼稚園での運動と子育て支援への期待

注目される『子育て支援』と運動の関わりを、ここでは具体的に提案したい。

(1) 幼稚園で行う運動のポイント

①外に出ることの習慣化

幼稚園に入園する時、階段を登れない、(歩道橋を渡れない) 走れない、集団の遊びを知らない、怪我をしやすいなどが指摘されている。この時期の運動は経験により身についていくが、従来の運動発達の日安より遅い子が増えて、2極化が進んでいるといわれている。家庭で外に出ることが減少している現在、幼稚園では、まず、園庭に出ることから始め、園外(散歩など)で遊ぶなど外遊び経験を十分することが求められている。

外遊びは空間の広がりから、移動運動(全身運動)を促すため運動量が増加し、自然や友達との関わりが生じやすい。室内でしか遊ばない子には保育者が外にいて(保育者のいる所で子どもは遊ぶ)遊びを伝えたり、室内で作成した物を使い外で遊ぶなど、個々に対応して外遊びを習慣化することが期待されている。

②保育者の役割

杉原らⁱの報告によれば、運動能力を左右する要因の一つとして、保育者の運動の得意、不得意がある。保育者はともすれば、得意な分野は意識しなくとも自然に実践しているが、不得意な分野は意識しないと少なくなる。特にこの時期の子どもに与える保育者の影響は大きいので、保育者自身が運動を上手でなくとも、子どもと一緒に活動し、運動が好

き、楽しいということを伝えることが期待されている。

③運動を子育て支援の一つに

先に述べたように運動不足や運動能力低下を解決するためには家庭の協力は欠かせない。今回の改訂は園・保育者が一歩踏み込んで、家庭への具体的な働きかけを積極的に行なう必要性を示唆しているといえる。

A 子ども遊び環境の悪化がいわれているが、園が場を提供することなど方法はないだろうか？

外遊びを経験させたいと願っても、安心して遊べる場がない家庭も多くある。すでに行っている園もあるが、降園後や休日の園庭やホールなど園の環境を子どもの遊びに解放していくことも、今後望まれることと思われる。

B 家庭の中で運動をする機会を持つことは、子どもの運動発達の効果だけでなく、家族の心身の健康に貢献するともいえる。親子で運動を一緒に行うということは、運動効果だけでなく、スキンシップなどのコミュニケーションを高め、子どもの成長を実感する場ともなるといわれる。しかし、家庭でも運動することは大切なことは分かるが、どのように実際やったら良いか分からないという質問である。このような質問に園側はいろいろな場を利用して、積極的に答えてほしい。

ある園では、園周辺の遊び場マップを配布して、近隣の遊び場でどのようなことが出来るか、どのような遊具があるかなどの情報を発信している。また、保護者会や親子の集まりがある毎に、家族で楽しめる運動を紹介、実践している園もある。このような試みは、親子だけでなく、保護者間のコミュニケーションを計り、場の緊張をほぐしたり、身体を使う楽しさを味わう場となり、効果をあげているとの報告がある。園で親子や保護者対象に身体を使うゲームや運動を行うと自然に歓声や笑い声が聞こえて、場が和むことはよく経験することである。運動には『子育て支援』に多くの効果をもたらす可能性があるのも、園側から具体的な遊びを提示することが期待される。

i 杉原 隆 「幼児の運動能力発達の年次推移と運動能力発達に関与する環境要因の構造的分析」文部科学省研究費補助金(基盤研究B) 報告書 平成16年

私が注目する小学校新学習指導要領 改訂点と指導の方策

東京学芸大学教育学部
健康・スポーツ科学講座教授 細 江 文 利



1 目標及び内容のおさえ方から読む指導の方策

体育科、保健体育科については、小学校から中学校及び高等学校に至る12年間で、4・4・4の枠組みで構成され、目標及び内容がそれぞれ2学年ごとに示されている。このことが、指導上の留意事項及び内容の取り扱いに重要な意味を持つことになる。例えば小学校において、指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取り上げ方を一層弾力化し、低学年、中学年及び高学年に示されている「体づくり運動」以外のすべての指導内容について、2学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできるようにすることとなっている。つまり注目すべきことは、掲げる目標及び内容については、2年間の枠組みで考えてよいとすることであり、したがって、一つ一つの運動の内容を、できるだけ大きな単元で構成し、じっくり時間をかけ、その定着を図るよう求めていることである。

(1) 体育の目標について

体育の目標については、運動の特性に触れ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し、従前どおり「生涯スポーツ」を目指すことにおかれている。また、発達段階に応じた目標は、4・4・4の枠組みに応じて、小学校低・中学年では、「運動を楽しく行う」、小学校高学年及び中学校第1・2学年では、「運動の特性に触れる楽しさを味わう」、さらに中学校第3学年及び高等学校では、「得意な運動をつくる」、というように大きなまとまりでおさえられる。このことは、小学校低・中学年においては、まず運動嫌いの児童をつくらないこと、高学年から中学校第2学年までにおいては、運動の特性に十分触れさせることの一層の強調として読むことができよう。

(2) 体育の内容について

①小学校の運動領域については、体力の低下傾向が深刻な問題となっていることや積極的に運動する児童とそうでない児童の二極化への指摘があること等

から、低学年から「体づくり運動」が位置づけられている。このことは、社会的要請としての喫緊の課題であると受け止めなければならない。また、幼児教育との円滑な接続を図ることから、低学年では従来どおり遊びが重視されていることも同様である。

②いっぽう、発達段階に応じた内容の系統性を明確にする視点から、小学校において、低・中学年の基本の運動の領域名をはずし、これまで運動の内容として位置づけてきた内容を、運動領域に引き上げたこと、さらに、小学校「ゲーム」、「ボール運動」、中・高等学校「球技」領域において、特性や魅力に応じて、ゴール型、ネット型、ベースボール型に内容が示されたことは、今回最も変わったこととして注目すべき点である。とくに後者の運動分類は、脱種目主義の方向として理解され、多くの種目を経験させるという発想ではなく、それぞれの型が有している運動の魅力・おもしろさに、小さな小学校の段階からじっくり、しかも系統的に触れさせることを求めていると読むことができよう。

2 授業の進め方／「習得」・「活用」・「探究」型の授業スタイルの提示から読む指導の方策

今回の学習指導要領の改訂の背景には、中央教育審議会・教育課程部会での議論がある。その報告によると、かなり学習指導の進め方に言及している。例えば、教育の現状分析とアカウンタビリティの立場から、「教育については、『ゆとり』か『詰め込み』かといった二項対立で議論がなされやすい。しかし、変化の激しい時代を担う子どもたちには、この二項対立を乗り越え、あえて、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する思考力・判断力・表現力等をいわば車の両輪として相互に関連させながら伸ばしていくことが求められている。このことは『知識基盤社会』の時代にあってますます重要になっているが、このような理解が現段階においても十分に共有されているとはいいがたい。」¹⁾ また、教育課程部会の審議経過報告（平成18年2月13

日)の段階では、「確かな学力の育成」をめぐり、つぎのように、学習指導の進め方に言及している。「現行学習指導要領の学力観については、これをめぐって様々な議論が提起されているが、義務教育答申でも指摘しているとおり、基礎的・基本的な知識・技能の育成（いわゆる習得型の教育）と、自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探究型の教育）とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成することが必要である。そのためには、知識・技能の習得と考える力の育成との関係を明確にする必要がある。（中略）これらは、決して一つの方角に進むだけではなく、相互に関連しあって力を伸ばしていくものと考えられる。知識・技能の活用が定着を促進したり、探究的な活動が知識・技能の定着や活用を促進したりすることにも留意する必要がある。」²⁾

知識や技能の習得には、やってみておもしろそう、自分がなんだか変わりそう、うまくいきそう等、運動と私との間にうまれる感覚体験が大切なことはよく知られている。こうした状況を生み出すには、動機づけ研究の最近の理論に依拠すれば、³⁾「つまらないこと」と「楽しいこと」を二項対立的にとらえるのではなく、教師が与える易しい・優しい内容や運動の仕方をまず“やってみる”から入ることに意味がありそうである。また、学習には、参加者自身が自ら語ったり考えたり、参加して体験することを通して、それぞれの思いや意欲を引き出しあったり、参加者同士が相互に刺激しあう中で、自分らしさを発揮するような場が必要であり、そのていねいな手続きによってこそ、習得の意味深さが参加者自身に理解されよう。^{4) 5)}

筆者は、改訂学習指導要領に潜む学習と指導の考え方や、今日語られている創発的な学びの理念を背景に、授業の仕組み方・流れを「やってみる」「ひろげる」「ふかめる」の三つのフレームで構成することを提案している。その流れは、教師が提示するやさしい動きや運動の行い方から始まり（やってみる）、理解したことを広げたり、アイデアを出し合ったりしながら（ひろげる）、願いやこだわりを膨らませたり、それをみんなで共有したりする（ふかめる）活動としておさえられる。またその流れの方向は、一方向に進むのではなく、往ったり来たりや往還運動として仕組まれる。つまり、ひろげる活動が、はじめの動きや運動の行い方の理解・習得を

促進したり、ふかめる活動が、ひろげる活動を促進したりというように、それぞれの活動が相互作用し合うことによって、それぞれの活動のよい点が浮き彫りになるという考えである。

こうした構想を、最近の動機づけ研究の動向に照合して考えてみれば、⁶⁾その関係は、教師が与えた最小限のやさしい内容や動きを、まずやってみるという外的調整から始まって、おもしろそうだと感じ、それを取り入れ、意味や価値がある程度わかりはじめる（内的調整）と、先に進んでもっとその意味や価値を広げようとする内発的な学習に進むということである。あるいは、はじめに提示された内容をもっと繰り返したりして、そのおもしろさを感じなおすという場合もある。このように、ここでの授業では、習得の学習と活用の学習は、ステップアップの捉えではなく、往ったり来たりや往還運動しながら一つの流れとして統合され、双方が連続体上にあるプロセスを創り上げる。そして、探究という基本的な学びにマクロのレベルで絡んでいく。

とはいっても、今回の改訂では、技能の内容がかなり細かく示されている。そのことから、これからの体育授業は、習得が強調される風潮が想定されよう。しかし、そうした流れにあっても、単なる知識・技能の習得に陥ることのないよう相当の工夫が求められることになる。

引用・参考文献

- 1) 「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」中央教育審議会教育課程部会 平成19年11月7日
- 2) 「教育課程部会・審議経過報告」中央教育審議会教育課程部会 平成18年2月13日
- 3) 伊藤豊彦(2004) スポーツへの動機づけ スポーツ心理学会編 最新スポーツ心理学・その軌跡と展望 大修館書店、pp.33-44
- 4) 中野民夫(2001) ワークショップ・新しい学びと創造の場 岩波書店
- 5) 湯口雅士(2006) 体育における学習内容の検討・ワークショップ型授業モデルの提案 東京学芸大学大学院修士課題研究
- 6) 新井邦二郎・桜井茂男・速水敏彦・鹿毛雅治(1996) 外発的動機づけと内発的動機づけの間・「統合理論」の検討 日本教育心理学会総会発表論文集、pp.62-63

私が注目する中学校・高等学校新学習指導要領 改訂点と指導のあり方

千葉県教育庁体育課指導主事 赤 松 茂 顕



1 はじめに

平成20年3月に「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」が告示された。この改訂は、昭和33年に行われて以来、児童生徒の状況と時代の要請に応じておおむね10年に1回のペースで行われ、今回で6回目のものである。

特に今回の改訂は、戦後制定された教育基本法及び学校教育法の改正を受けて行われる初めてのものであり、これからの国際社会の中で生きていく日本を支え・リードする心身ともに健やかな国民を育成する、まさに崇高な設計図が示されたものである。

現行の「生きる力」をはぐくむという基本理念の実効性を高めるために、これまでの学習の方向性を重視したものから、学校現場での課題を踏まえ、指導面の具体的な手立てを明らかにしていることが特徴として挙げられる。

これは、公教育が全国的に平等に学力を保證することや説明責任などを果たすことが社会からの要請であり、体育においては学習内容を12年間の発達段階に応じて、身に付けつるべき「知識内容」として系統的及び具体的に明らかにしているところが、今までのものと異なるところである。

そこで、これまでの中央教育審議会答申を踏まえ、今回の体育に関する改訂と指導のポイントを紹介する。

2 改訂の背景

中央教育審議会は、学習指導要領等の改善に向けた国の教育課程（学習指導要領）の基準全体の見直しについての検討結果を、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」として、平成20年1月に文部科学大臣へ答申した。

この答申の中で、子どもたちの体にかかわる現状と課題は、おおむね次の4点に整理された。

- ①運動する子どもとそうでない子どもの二極化
- ②子どもの体力の低下傾向が依然として深刻
- ③生涯にわたって運動を親しむ資質や能力の育成が不十分
- ④学習体験のない運動種目の選択

3 保健体育科改訂のポイント

この答申で示された子どもたちの心と体にかかわる課題の解決とともに、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する」ことを目指した改訂の要点を列記する。

（1）小学校から高校までの体育学習の体系化

生涯にわたって運動に親しむことができるように、12年間の約1,200時間の体育学習を学校種の接続や発達段階を踏まえ、三つのブロックに整理し、系統性を図った。

（2）知識（わかること）を土台にした学習内容の整理

- 身体能力（体力及び運動の技能）
- 知識・思考・判断
- 態度（社会的態度、価値的態度）

（3）体づくり運動及び体育理論の重視

- 12年間の各学年における必修化
- 動きづくりから運動の生活化（習慣化）
- 履修時間数（目安）の明示
- 体力向上や高め方などの学習の定着を図る

（4）中学校の学習目標・内容の2分化（中学校1・2年生と中学校3年生）

- 小学校5・6年からの基礎基本と高校への専門化にかかわる接続の視点

*まとまった時間を確保し、学習内容の定着を図る視点から、中学校1年生又は2年生のいずれかの学年の履修設定を可能にする。

- (5) 中学校 1・2 年生の全領域の必修化 (8 領域)

【体づくり運動・陸上競技・器械運動・水泳・球技・武道・ダンス・体育理論】

- (6) 球技内の種目を特性や魅力に応じた分類化

○型の表示【ゴール型・ネット型・ベースボール型】

○型を分類する技能の視点

●共通する「ボールを操作する技能」

●共通する「ボールを持たない動きの技能」

- (7) 領域履修の体系化

○中学校 1・2 年生・・・全領域必修

○中学校 3 年生・高等学校 1 年生

- (必修) 【体づくり運動・体育理論】

- (選択) 運動に共通する特性や魅力に触れる

ことから「まとまり」ごとの選択

【器械運動・陸上競技・水泳・ダンス】

【球技・武道】

○高等学校 2・3 年生

- (必修) 【体づくり運動・体育理論】

- (選択) 運動がもつ特性や魅力に深く触れる

ことから大きな「まとまり」ごとの選択

【器械運動・陸上競技・水泳・ダンス・球技・武道】

- (8) 中学校保健体育科の授業時数指数的増加

○105 時間／学年 (現行 90 時間／学年) ←体力の低下

4 今後の指導のあり方

- (1) 体力向上にかかわる指導内容の改善

中学校では、体力低下の傾向を受けて、現行の 90 時間／学年から 105 時間／学年へ増加が図られ、さらに毎学年の必修領域の「体づくり運動」及び「体育理論」の履修時間数の目安が設定された。このことは、この二つの領域の学習の充実が体力の低下に歯止めをかける期待を背負ったことになる。

しかし、トレーニングに終始する学習内容を設けるものではなく、生活習慣の悪化に伴う運動習慣の改善に資する学習内容の定着への強い要請である。

具体的な学習内容は、「自分の体力の実態や課題を知る」「体づくりの重要性を知る」「体力を高めるための合理的な運動を理解したり、運動の行い方を実践的に知る」ことであり、その身に付けた成果を

生かして運動の生活化に結びつけていくことがねらいとなる。

(2) 段階ごとの動きのまとまり (姿) を実現するために必要な技能・態度などの習得を図る視点

まずは、指導する領域あるいは運動種目の 1 2 年間の体系化された生徒の学びの姿を一望することが大切である。単なる構造的特性に準拠する技術の習得や「仲間と楽しく行うこと」だけをねらいとするのではなく、段階に応じた「動きのまとまり (姿)」を実現するために必要かつ整合性のとれた「技能」「態度」「知識・思考・判断」の習得が重要である。

- (3) 球技の型別の指導内容

今回の改訂で、特性や魅力ごとに、「ゴール型」「ネット型」「ベースボール型」に分類された。

このことは、球技固有の魅力の一つである「戦術学習」の充実が図られるとともに、型内への戦術能力の転移が期待でき、学習の系統性を保証することにもつながることになる。単に、「ボールを操作する技能」だけが高まっても、ボールを持たない生徒の技能 (先読みの動き) が身につけていなければ、ゲームとしての学習の深まりは期待できない。

そこで、球技種目固有の魅力を味わうためには、「ボールを扱う技能」の習得とともに「ボールを持たない技能 (先読み動き)」も、重要な学習内容として位置づける必要がある。そのためには、「ボールを持たない動き (先読み)」の「知識」を身に付け、それを活用した動きの「技能」を身に付けることであり、そのことが球技種目の魅力により深く触れる学習につながっていくことになる。

5 おわりに

今回の改訂では、生徒は学びやすく、指導者は教えやすくなる体育学習が期待され、その成果を明らかにすることも求められている。

したがって、「健やかな体」を養う体育学習としての成果は、体力指標としては「体力・運動能力」の結果であり、それを支える運動への意欲化の指標として、「運動の習慣化」や「生涯スポーツの獲得度」などの態度の変容が問われことになるだろう。

私が注目する特別支援学校新学習指導要領改訂点と 盲学校(視覚特別支援学校)体育の授業実践

東京都立文京盲学校校長 澤 田 晋



1 はじめに

我が国の障害のある人々の学校教育は、明治11年の京都盲啞院（現京都府立盲学校）に始まる。昭和23年には、盲学校、聾学校の義務制が、昭和54年には養護学校の義務制がスタートした。そして、平成19年4月1日から改正学校教育法が施行され、「特別支援教育元年」とも言われている。

これまで、日本の障害のある幼児・児童・生徒の教育は、盲学校、聾学校、養護学校や特殊学級、通級指導教室などの、それぞれの教育の場で行う「特殊教育」と呼ばれてきた。しかし、在籍児童、生徒の漸増や障害の重度重複化に加えて、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害の児童・生徒が約6%程度在籍するという調査結果から対象者が拡大かつ多様化したことや、ノーマライゼーションの理念の浸透、インクルーシブな教育への対応として、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと大きく転換した。

現在、国においては、特別支援教育に対応した定数改善や、小学校、中学校における特別支援教育支援員の配置、特別支援教育総合推進事業、特別支援学校教員専門性向上事業等が、また都道府県等では特別支援教育推進のための計画の策定・実施等、具体的な施策が展開されている。

この度の学習指導要領の改訂においても、特別支援教育への転換に対応した学習指導要領の改訂の視点が重要である。以下に、学校教育法改正等、特別支援教育への制度改革に即しながら、特別支援学校の学習指導要領の改訂と、幼・小・中・高等学校等における特別支援教育に分けて述べる。

2 特別支援学校の学習指導要領の改訂

（1）学校教育法第1条の改正により、「盲学校、聾学校、養護学校」から障害種別の枠にとらわれない「特別支援学校」へと一本化された。増加してい

る児童・生徒の障害の重複化への対応が制度改正の趣旨である。一方、同法第71条の2により、「特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、当該学校が行うもの（対象とする障害種別）を明らかにする」とされており、例えば、視覚障害教育に特化した（視覚障害に対応した教育を専ら行う）特別支援学校の設置も可能となっている。また、文部科学事務次官通知により、現に設置されている盲学校、聾学校または養護学校を特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能とされている。

（2）特別支援学校の教育課程は、小・中・高等学校等に準ずる各教科等及び「自立活動」で編成している。また障害の状態等に応じた教育を行うため、種々の教育課程の特例が設けられている。

①小・中・高等学校等に準ずる各教科等においては、学習指導要領の改訂に対応して、各教科等の指導内容・方法の改善・充実が必要となっている。

例えば、現任校である文京盲学校では、大学等進学者や、企業に就労する生徒が増加しており、「生きる力」の基礎となる学力の充実を学校経営計画の重点事項とし、希望の進路実現を達成し、生徒の「夢が実現する学校」を目標としている。基礎学力の充実を図るため、点字や拡大文字の教科書や、視覚障害に配慮をした様々な教材や教具を活用して、また習熟度や発達段階に応じて各教科毎の4グループ編成を基本とし、高等学校の各教科等の目標及び内容を達成するようにしている。また生徒による授業評価を実施するなどPDCAサイクルで指導内容・方法の改善を図っている。

②「自立活動」は、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である。盲学校では、幼児・児童・生徒の自立した生活を目指して、触覚や視覚、聴覚等の感覚による認知、点字の読み書き、白杖を使った歩行、日常生活技術、コンピュータ等情報機器の活用、弱視レンズや拡大読書器等様々な補

助具の活用についての学習を行っている。

改訂においては、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化に応じた適切な指導を進めるため、これまでの5区分（健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）に加えて、「人間関係の形成」が設けられた。

③幼児・児童・生徒の多様な実態に応じた適切な指導の充実を図るため、各教科等の配慮事項等も含めた個別の指導計画の作成と評価を明確にした。

④個別の教育支援計画の策定や活用を明確にした。特別支援学校では、個別の教育支援計画を策定し、教育・福祉・医療・保健・労働等関係機関と保護者が緊密に連携し、障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて支援する体制を確立するようにしている。

⑤幼・小・中・高等学校等の幼児・児童・生徒との交流及び共同学習の一層の充実を明確にした。双方の幼児・児童・生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討した、組織的、計画的、継続的な実施が重要である。

⑥高等部の専門教科の見直しや、現場実習等の体験的な学習の一層の重視、企業関係者等の外部専門家の積極的活用、関係機関との緊密な連携関係に基づいた進路指導等、職業教育の充実を図り、就労支援の推進を明確にした。また知的障害特別支援学校の教科として「福祉」を新設した。

3 幼・小・中・高等学校等における特別支援教育

学校教育法第75条第1項では、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害があり教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、特別支援教育を行う」ことが明記された。

（1）障害のある幼児・児童・生徒に対する理解と適切な指導及び必要な支援の充実のため、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画を策定・活用し、特別支援学校や、特別支援学級における指導内容・方法を参考として、個々の障害に応じた指導、支援が適切に行われる必要がある。

（2）障害のある幼児・児童・生徒への理解を深める指導の充実を図る必要があり、交流及び共同学習の充実が一層重要となる。

（3）そのため、教職員の研修、外部専門家の活用、施設設備の充実等が重要となる。以下に述べる特別支援学校の「特別支援教育のセンター的機能」

を活用し、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援と、校内体制の整備が必要となる。

（4）学校教育法改正のもう一つの大きな柱として、同法第71条の3は、「特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、（教育上特別の支援を必要とする）児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と規定している。例えば、盲学校では、これまでも地域の視覚障害教育のセンターとしての役割を果たしてきたが、センター的機能をさらに充実・発展させている。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する、視覚障害のある幼児・児童・生徒や、保護者の指導・相談、視覚障害教育の指導内容・方法のアドバイス、研修や教材教具の貸し出し等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員への支援、施設設備等様々な支援を行っている。また、特別支援教育への転換の制度趣旨の一つは、「発達障害への対応」であるが、視覚認知障害に対する指導内容・方法を、学習障害等発達障害への指導に活かして、大きな指導成果を上げている盲学校もある。

4 豊かなスポーツライフを実現する盲学校体育の実践

体育、保健体育では、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る」ことを学習指導要領改善の基本方針の一つとしている。

盲学校では全国的あるいは各地区での体育的、文化的な活動が盛んである。全国盲学校野球（グラウンドソフトボール）大会は、各地区予選で選ばれた代表が一堂に会して毎年開催され、「盲学校の甲子園」とマスコミ等で大きく報道されている。平成20年度は8月21、22日に浜松市で開催される。また通信陸上競技大会が毎年開催され、さらに各地区では、フロアバレーボール、ゴールボール、卓球（テーブルテニス）、陸上、水泳等の大会が開催されていて盛んである。現任校からも、生徒（陸上）及び教員（自転車）が北京パラリンピックに出場する。

視覚障害のある人々が、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるように、盲学校では、視覚障害の特性を踏まえて様々な教材教具を開発し、指導内容・方法に工夫を重ねている。

第46回全国学校体育研究大会

基調報告

「健やかな心と体を育む体育学習を求めて」

第46回全国学校体育研究大会京都大会
実行委員会研究部長 佐 藤 真 一

1. 研究主題設定の理由

幼児には「生きる力」の基礎を、児童・生徒には「生きる力」を育成することを基本的なねらいとして改訂されたのが現行指導要領である。これを受けて授業改善が進められ、その充実を図るとともに新たな課題を目前にすると、幼児・児童・生徒にどの時点で何をどのように身につける必要があるのかを明確にしていくことが求められている。幼児・児童・生徒の健やかな成長を支えていくために、体育科・保健体育科の基礎・基本である学習指導要領に示された目標や内容の確実な定着に向けた学習指導のあり方を授業実践を通して探っていくこととした。

そこで、ここからは、小学校学習指導要領を例に、再度、体育科・保健体育科が目指すものは何であるかを確認していきたい。

「楽しく明るい生活を営む態度を育てる」とは、小学校教育における体育科の果たす究極的な目標である。(引用：小学校学習指導要領解説 体育編)

「楽しく明るい生活を営む態度」とは、一人一人がそれぞれの「よさ」を生かしつつ、みんなと楽しい生活を実現していく上で、さらなる創意・工夫・努力を必要とすることがらを自らの課題として受け止め、一人であるいはみんなと一緒に解決していくとする態度のことである。

そして、「運動に親しむ資質や能力」とは、運動への関心や自ら運動をする意欲、仲間と仲よく運動をすること、各種の運動の楽しさや喜びを味わえるよう自ら考えたり工夫したりする力、運動の技能などである。これらの資質や能力を育てるために、児童の能力・適性、興味・関心等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決するなどの学習が重要である。

(引用：小学校学習指導要領解説 体育編)

同時に、仲間とともに運動を行う喜び、目標を達成した成就感や自己実現による自信、ルールを遵守しマナーを尊重する精神、役割への責任感等の心を耕す学習も行う必要がある。

このように、現行学習指導要領に記されている目標や内容を確実に指導しきることにより、「生きる力」の柱である「たくましく生きるための健康や体力」のみならず、「豊かな人間性」と「確かな学力」をも身に付けることができる。

生涯スポーツの機運が一段と高まる中、現在とはより、将来の生活を健康で明るく活力に満ちたものにしていくためには、幼いころの体を使った遊びに始まり、様々な運動を体験する中で、基礎的な身体能力や知識を身に付けるとともに、楽しさ、喜び、感動等を味わうことができるような意欲や思考(力)、判断(力)を育むことが重要である。

以上のような考えから、標記主題を設定し、健やかな心と体を育む体育学習について、授業実践を通して研究を進めることとした。現代社会には、運動に興味をもち活発に運動をする者とそうでない者との二極化等による児童・生徒の体力低下の問題や、生活習慣の乱れやストレス及び不安感の高まりから幼児・児童・生徒の心が病んでいる問題等、幼児・児童・生徒を取り巻く様々な問題がある。教師の指導力の向上と授業改善により、体育科・保健体育科がこれらの問題の解消・改善にも貢献できることを期待している。

2. 研究のねらいと授業改善の視点

3. 研究内容の概要

概要につきましては、紙面の関係で割愛させていただきます。詳しくは、第46回全国学校体育研究大会京都大会研究紀要をご覧ください。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第1分科会 京都市立中京もえぎ幼稚園

記録 京都市立中京もえぎ幼稚園研究主任 奥 景 子

研究主題 健やかな心と体を育む保育をめざして
～心ははずませ、体が動く遊びを創り出すことで～

1 研究発表

(1)発表者

京都市立中京もえぎ幼稚園研究主任 奥 景子

(2)主題設定の理由

近年、子どもの体力や体の動きのぎこちなさ、怪我の多さなどの話をよく聞く。また、基本的生活習慣の乱れや遊ぶ意欲が感じられない子どもが気にかかる。人間形成の基盤づくりの幼児期に生涯にわたって運動を楽しみ、健康な生活を営むためのものをつくる必要性を痛感する。京都市立中京区の幼稚園を統合し、創立8年目の本園は3年保育、6クラス園児数186名である。園児数の割に園庭が狭く、北側の街区公園も自由に使えない状態からこの研究に取り組むことは本園の子どもたちの健やかな成長のためにも意義がある。

(3)研究の視点

子どもは心はずませる体験こそが自ら体を動かして遊ぶために必要であり、その要因を探り、子どもとともに心はずませ体が動く遊びを創り出したいと研究主題を捉えた。主題の『遊びを創り出す』は本園の先行研究(「学校評価システム」の考え方から保育改善し、幼稚園の遊びを創る)の成果に基づく。そして、体を動かして遊ぶ子どもの実態を捉え、心はずませ体を動かして遊ぶための要因、環境構成、教師の援助のあり方を探ることを研究のねらいとした。さらに平成18年度の研究成果を活かし、学校運営協議会“もえぎティンクル”との連携を強化し、保護者、地域と共に幼稚園の遊びを考えていく。

(4)研究の実践

① 体を動かして遊ぶ子どもの姿を見つめる

教師みんなが子どもの姿を見つめることで多角的、総合的に理解することにつながった。一人一人を見つめ個別の課題を焦点化し、生活実態調査の結果や保護者への発信内容を記録し継続的に子どもを見た。そのことから子どものより心はずませ体が動く遊びをどのようにして創るのかを考えるものとなった。

② 動きを引き出す保育を見直す

保育環境の見直しと改善から子どもたちの遊びが

広がったり、動きが引き出されたりした。また園外保育と保護者の連携協力の側面からの指導計画の見直しにより遊びや生活に連続性が見られるようになった。幼稚園だけの環境でなく、地域環境の活用や保護者と一緒に遊びを進めていくことが子どもの健やかな心と体の育成につながる事を確認した。

③ 遊びを創り出す

心はずませ体が動く要因はそれぞれの遊ぶ姿から3歳児『安心感』『先生と一緒に、みんなと一緒に』、4歳児『友達とともに』『心はずませる興味の多様性』、5歳児『挑戦(個のめあて)』『チームの競い合い(協同のめあて)』であることがわかった。そしてその要因を見通していくと人とのかかわりを重視し、主体的な活動を展開できるよう環境を整え発達に応じた援助をして遊びを創り出すことが子どもの健やかな心と体を育むことにつながることを学び、確信した。

2 研究協議

感:遊びこむことが大事であることを実感した。自分のやりたいことがすぐできることや自分の遊具があることがステップアップにつながると感じた。

質:園外保育の見直し、保護者の連携協力とは?

答:以前は京都御苑で自然体験することが多かったが、御苑のグラウンドまで歩いていき、思いきり体を動かす経験を大事にした。生活実態調査ははじめ親子でプールに入ったり、一緒に体を動かしたりなど親子のかかわりを大切に活動も取り入れた。

3 指導助言

立教女学院短期大学准教授 鈴木 隆先生

子どもの体力は社会の変化を表している。子どもの体力の低下をどうしようというのではなく、今の前にいる子どもがどうすれば自己発揮して行動化する遊びをするのかを考えることが大事である。中京もえぎ幼稚園の「心ははずむ・動く」という視点は私と同じである。

一斉活動は画一的に思われがちであるが、一斉保育だからこそ見えてくることもある。一斉保育だから一人一人をよく見て心に寄り添い、気持ちを読み取ることができる。研究の中で動きを獲得させることでなく、動きから子どもの心をよく見ようとしたことがよかった。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第2分科会 京都市立朱雀第一小学校

記録 京都市立朱雀第一小学校教諭 山田 昌美 鎌田 真行 村瀬 香奈

研究主題

豊かななかかわり合いの中で、運動の楽しさを求め、健康を育み、体力を高める児童の育成

1 研究発表

(1)発表者 京都市立朱雀第一小学校教諭

内片 康夫

(2)主題設定の理由

本校児童の実態・学校教育目標や研究の経緯から、運動がもつ固有の魅力に触れさせることで、子どもは運動を行うことの楽しさや喜びを感じ取ると考える。すると、一人一人が自らやってみようと動機づけ、自らの課題を知り、仲間と共に解決の方法を考え、見通しをもち、最後まで主体的に学ぶ姿を育てられると考える。また、生涯を通じて運動を生活の中に積極的に取り入れるような態度の育成につながるのではないかと考え、上記主題を設定した。

(3)研究の視点

- ① 子どもたちが、運動の持つ固有の魅力(運動の特性)に触れられるよう授業づくりに取り組む。
- ② 子どもたちが、自らの生活を見つめ直し、健康的で明るく、楽しい生活を営もうとする「きっかけ」となる保健学習に取り組む。
- ③ 体育学習が、自発的・自主的な学びにつながるよう機能的特性を中心として運動の一般的特性をとらえる。
- ④ 子どもたちの「今ある力」が十分発揮できる授業になるよう、子どもの経験や技能、思いや考え、願い等を考慮し単元の学習計画を作成する。
- ⑤ 「何を身につけさせるのか」を明確にもち、子どもたちの学習過程を見据え「一人一人をみとっていく力」の向上や「支援の方法」「学習カードや提示資料」の工夫を行う。

(3)研究の実践(公開授業の概要)

①なかよし学級「かけっこあそび」

授業者 藤岡 高史

②1年生「リレーあそび」

授業者 足立 佳世

③2年生「パスゲームⅡ」

授業者 向井 峰生

④3年生「はばとび」

授業者 三宅 隆史

⑤4年生「育ちゆく体とわたし」

授業者 堅本ひとみ

⑥5年生「とび箱運動」

授業者 榊原 拡

⑦6年生「ラテン・アメリカン・ダンス」

授業者 西村 奈美

2 研究協議

(1)研究の進め方について

質：豊かななかかわり合いとはどのようなものなのか。

答：例えば、跳び箱運動は個人の運動であるが、待っているときに跳び箱の横で子ども達を待機させ、跳んでいる子どもの跳び方についてアドバイスをする姿が出てきている。個人の運動であってもそのような関わり合いを大切にしている。

(2)ラテン・アメリカン・ダンスについて

質：リードとフォローについて、指導・支援はどのようにしているのか。

答：リードについて相手にしっかりと目や手を使って合図を出すことを声かけしてきた。また、相手を気持ちよく踊らせることを意識させた。フォローについては、練習の段階で毎回、リードの人に伝わっているのかを話す。また、リードに逆らわず、合わせることを指導していた。

質：ラテン・アメリカン・ダンスのねらい1では技能をつけるところから始めておられるか？

答：初めて出会う運動では、必要最低限の技能を教師が伝え指導している。また、京都市指導計画を参考に児童の実態にあわせて、計画を立てている。

3 指導助言

鳴門教育大学教授 賀川 昌明先生

(1)運動用具の工夫されたものがある。例えば、運動場にコートをつくるように、コートの角の位置にポイントをつけフックとゴムを引っかけるだけの用具を準備している。

(2)1年生でも準備をしっかりと行い、活動できている。対戦表が色分けされており一目で分かるようになっている。2つのチームで対戦させ、子ども達が判断できるように工夫がされていた。

(3)学習カードも工夫されており、指導者の指導・支援が記入されている。子どもの記入も具体的にされている。今日何をどのようにするかというめあてがしっかりとてている証拠である。

(4)技能のポイントのおさえ方については、①教師の方であることを指示する。②子どもが気をつけることを考え教師が支援する。という方法がある。①は簡単で児童の頭に残るが、②は手間がかかる。しかし、発想力・応用転移力につながっていく。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第3分科会 京都市立西院小学校

記録 京都市立西院小学校教諭 芝 下 美智代

研究主題「主体的に学習し、すすんで問題解決する
児童の育成をめざして」

～めあてをもって力いっぱい活動し、
共に学ぶ体育科の学習を通して～

1 研究発表

(1)発表者 京都市立西院小学校教諭 山口 淳

(2)主題設定の理由

本校の子どもの実態・学校教育目標とのかかわり・これまでの研究の経緯から、仲間と力いっぱい活動する中で、めあてをもち課題を解決しながら、運動をより楽しもうとする子どもを育てたいと考え、上記の主題を設定した。

(3)研究の視点

- ①「体育科でめざす子どもの姿」を明らかにする。
 - ・一人ひとりが力いっぱい運動できる
 - ・一人ひとりがめあてをもって活動し、学習を深められる
 - ・共に学ぶ
 - ・生活に位置づけ、暮らしを豊かにする

②めざす子どもの姿を具現化するための取組を検証する。

(4)研究の実践

①第2学年1組「とびばこあそび」

4/5時 授業者 今邑 美佳

②第4学年3組「ポートボール」

8/11時 授業者 藤井 聡志

③第5学年4組「とび箱運動」

5/6時 授業者 三木 隆史

④第6学年2組「サッカー」

9/12時 授業者 谷垣 賢

2 研究協議

質：ボール運動の授業の中に技能を身につける時間がないのではないか。

答：止める・けるなどの技能が高まると、ゲームをするのがより楽しくなる。ゲームを中心に学習を進めながら、必要感をもたせた上で基礎的な技能を習得するような練習をさせたい。ドリルゲームやタスクゲームをしてしまうと、違う特性のゲームを楽しむことになってしまう。

質：跳び箱の授業では、ねらい1と2のどちらもできないことに挑戦しているのではないか。

答：ねらい1・2とも挑戦させている。2つの違う楽しみ方で楽しむことができる運動であると考えられている。

質：「距離に挑戦」とあるが、子どもは0cmが簡単、60cmが難しいと思っているのではないか。

答：放っておけば60cmを目指す子が多くなると思う。ダイナミックに跳ぶことをめあてにしているので、着地ポイントを伸ばすことも大切。走り幅跳びのように距離を伸ばすことに挑戦するのではない。

質：ボール運動の2つの授業では、4年と6年でスペースの使い方の指導が違う理由は。

答：サッカーは放っておくとだんごになりがち。サイド攻撃をこの時期の子どもたちに合った一つの作戦例として提示した。サイド攻撃を利用することで作戦のバリエーションが増える。また片方のみにおくことで、逆サイドの利用の仕方の工夫も広がる。

3 指導助言

国士舘大学准教授 細越 淳二先生

(1)西院小学校の研究の取組

体育だけでなく広い視点で子ども達をとらえている。子ども達が自分の役割を果たして、協力して準備できる。共に学ぶ姿勢ができています。ラインがすぐに引けるようにできている。事前の準備が支援になっている。

(2)よい授業とは？

勢いがある授業。運動の学習の場面は多く。50%は確保したい。移動や説明の時間は少なく。20%を超えないように。

オフタスク行動が少ない。課題に沿って活動できていることが大切。そのために必要な関わりをもつ。

雰囲気がいよい授業。集団が協力、励まし合い、補助などの行動が見られる。情意行動がある。

教師が具体的なアドバイスをたくさんする。子どもを見ていないとできない。否定的な言葉を使わない。フィードバック、励まし、アドバイスは100回以上。「できる・わかる・関わる」ことが重要。形式的関与から本質的関与へ。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第 4 分科会 京都市立向島藤の木小学校

記録 京都市立向島藤の木小学校副教頭 市 場 多紀代

研究主題 自ら健康に関心を持ち、進んで運動の
楽しさを求める児童の育成

1 研究発表

(1) 発表者

京都市立向島藤の木小学校教諭 杉田 敦子

(2) 主題設定の理由

子ども達が、将来への展望を持ち、豊かな人生を構築する基盤を培うため、体育・スポーツの教育的意義や効果に着目、自尊感情を高め、学ぶ楽しさや意欲を育むとともに、自己の体や生活に関心を持ち、生涯にわたり運動に親しみ、運動を楽しむ子の育成に向け、上記主題を設定した。

(3) 研究の視点

- ① 個々の子どもに課題意識を持たせるために
 - ア 個に応じた「運動のめあて」を持たせる工夫
 - イ 教材や学習の進め方の工夫
 - ウ 個の自発を刺激する取組の創造
 - エ 学習カード（自己評価）の工夫
- ② 個々の子どもが運動特性にふれるために
 - ア 運動の楽しさを味わう学習過程や支援の工夫
 - イ 充分な運動時間の確保と個への豊かな関わり
 - ウ 次時につながる「まとめの時間」の在り方
 - エ 個の学びの足跡に対する評価の在り方
- ③ 個々の子どもの仲間意識を育てるために
 - ア 個々の自尊感情を高める学習支援の工夫
 - イ 個々の関わりを生かす学習過程の工夫
 - ウ 個々の努力を認める「まとめの時間」の工夫

(4) 研究の実践（公開授業）

- ① 第 1 学年 「基本の運動」（マットあそび）
4 / 5 時 授業者 清河 会理
- ② 第 2 学年 「基本の運動」（リレーあそび）
4 / 6 時 授業者 濱崎 慎次
- ③ 第 3 学年 「毎日の生活と健康」（保健領域）
3 / 4 時 授業者 熊谷さやか
池田 由紀
- ④ 第 4 学年 「パスゲーム」
5 / 8 時 授業者 井出 浩史
- ⑤ 第 5 学年 「心の健康」（保健領域）
1 / 4 時 授業者 藤山加奈子
- ⑥ 第 6 学年 「ソフトバレーボール」
4 / 6 時 授業者 澤井 秀和

2 研究協議

質：運動の特性について、4・6年で子どもの特性とあるが限られた時間の中でこれだけは全ての子どもに触れさせたいと考えたものは何か。

また、授業で子どもたちから出た戦い方の工夫にはどのようなものがあつたか教えてほしい。

答：《4年》指導計画に記載しているもの全てに触れられるように学習を進めようと考えている。

ボードに書かれていたものは子どもから出てきたものである。…速攻、三角パス、スペースへのパス、ロングパス等

質：基礎運動のストレッチではなく“動物歩き”というねらいにしたのはなぜか。

答：子どもの実態に合わせ基礎運動を“動物歩き”として体で覚えさせた。技も場も選ばせるのは難しいと考え体慣らしの部分からねらい1とした。

質：保健学習と保健指導の違いについてどのように考えているか。

答：問題解決学習の中で、自分たちの栄養と健康、衛生など生活の仕方を学ぶのが保健学習。どのように生活するのが良いか課題と目当てをもたせて指導するものが保健指導と考えている。

3 指導助言

びわこ成蹊スポーツ大学教授 松本 格之祐先生

- (1) 保健学習に関して、見えないものをいかに見えるようにするかという方向はとても良かった。
- (2) 運動領域に関して、高田四原則より、体育に子どもたちが求めているものは、①精一杯動かしてくれる（思い切り運動させてほしい）。②友達と仲良くできるようにさせてほしい。③自分の技能が伸びる（知識理解を深めさせてほしい）。④新たな発見ができる。

課題意識を持つことで運動が分かる、ポイントが分かる。運動の持つ楽しさは、できるようになること・伸びたことが実感できることとご教示。

- (3) 授業をさらに磨くには、課題提示はあつたがさらにいい動きを見つける意識があつたかどうか。集団の中の個人の動き、知識理解に視点を当てる。ねらいに沿ったものが出たとき、子どもに返していくと、子どもの意識も変わる。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第5分科会 長岡京市立長岡第九小学校

記録 長岡京市立長岡第九小学校教諭 平山 孝次



研究主題 進んで運動に親しみ、できる喜びを分かち合える児童の育成

～九小のなかまと輝く 心と体～

1 研究発表

(1)発表者 長岡京市立長岡第九小学校教諭

木邑 一彰

(2)研究主題設定の理由

スポーツが好きで、休日は地域の社会体育クラブに参加している児童が多い。しかし、関心の高い種目に限定されていて、バランスよく運動できる児童は少なくなっている。また、日常的に体を動かしている児童とそうでない児童とでは、体力に差がみられる。研究を始めるにあたり事前にアンケート調査を実施したところ、「運動のコツがわかる授業」や「みんなで楽しくできる授業」を児童が望んでいることが明らかになった。そこで、動きのコツがわかる学習と達成した喜びを分かち合う学習によって得られる学習効果を通して、健やかな心と体を実現できるのではないかと考え、主題を上記のように設定した。

(3)研究の視点

ア 体育科(運動領域)の授業において、児童が自ら課題を見つけ自ら解決し、学ぶ楽しさを味わうことができる授業を創造する。

イ 運動に対する興味・関心を高めるとともに、体力を向上させるような体づくり運動や業間体育などの取組を行う。

ウ 児童会活動、委員会活動において、運動に親しむ行事や体力を向上させる取組を行う。

エ 児童がいつでも運動に親しむことができる環境整備を行う。

(4)研究の実践(公開授業の概要と成果)

ア 第2学年「ゲーム：ボールゲーム」

授業者 下田 正義

イ 第4学年「表現運動：『まほうの布』でレッツゴー！」

授業者 石崎 佳那

ウ 第5学年「陸上運動：ハードル走」

授業者 吉岡 直美

エ 第6学年「跳び箱運動」

授業者 岩本すみれ

2 研究協議(シンポジウム)

コーディネーター

長岡第九小学校 教務主任 平山 孝次

シンポジスト 乙訓教育局 指導主事 實川 明彦

乙訓小学校教育研究会体育部長 野田 豊

ふるさとスポーツクラブ 事務局長 樋口 重明

長岡第九小学校 研究主任 木邑 一彰

◆質1 前半「一人シュートしていない児童」がい

たことに対して、教師が「みんなが得点できるよ

うに工夫してね」と言ったが、その後どうなったのか。
◇答1 サッカーを習っている児童に、「今日は教えてあげてね」と児童に声を掛けてみたところ、最終的には、ゴールすることが1回できた。

◆質2 表現運動を通して、児童の変容は見られたか。

◇答2 体育の他の領域で苦手意識がある児童が、表現では生き生きしていた。

◆質3 インターバルの設定の意図は。

◇答3 ハードリングの改善が記録にできるだけ影響するように40mハードル走にして、50mの記録との比較を試みた。

◆質4 どちらの動きがよいかを比べさせる際、難しい動きから試さそうとしたが、安全面から見れば危険ではなかったか。ビデオの活用は、特定の児童に偏っていたか。

◇答4 難しい技を試す際には、担任が見守ることでケアしようとした。その中で、「あぶない」ということに気付いてほしかった。ビデオについては、技能の低い児童が跳び箱運動への意欲自体も低かったので、ビデオを見せることで、授業へ巻き込みなかった。

3 指導助言 京都教育大学教授 井谷 恵子先生
・子どもの体力を分析すると、動きの中で測る体力が落ちている。筋力、持久力を育てることに特化した体づくりよりも、動きにつながる運動を確保し、子どもの動きを育てていくことが重要である。本校が取り組む「パワーアップタイム」は、その日の授業の運動内容に連動させた動きを育てようとする視点も入っていた。今後、運動アナログなどの研究をさらに進め、運動種目の精選をしていくべきである。また、第4学年の授業での「パワーアップタイム」では、体だけでなく、心のウォーミングアップもなされていた点はよかった。

・「グループチャレンジ」では、考える場面の工夫、そして、仲間づくりという視点が入っていた。特に、5、6年生の授業では、「どちらの動きがよいのか」という明確な課題設定のもと授業が進められていた。しかし、一方では、今回のようなハードルや跳び箱を怖がる児童もいるので、運動の特性に親しませながら、問題解決的な学習場面を取り入れてはどうか。さらに、2年生の授業では、作戦タイムにおいて何を考えたらいいか焦点化した発問が望ましい。

・自分でもできるという可能性を感じ取らせ、生涯にわたって運動を続ける子どもを育てることを大切にしてほしい。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第 6 分科会 京都教育大学附属桃山小学校

記録 京都教育大学附属桃山小学校教諭 児 玉 裕 司



研究主題 児童が自発的に取り組む授業づくり
～ともに学び合い、教え合う体育学習をめざして～

1 研究発表

(1)発表者 京都教育大学附属桃山小学校教諭

児玉 裕司・浜崎 順子

(2)研究主題設定の理由

健やかな心と体を育むためには、自立と共生へと向かい自らの経験を再構成し続ける子どもの姿が考えられる。自立とは、子どもが自らの問題に主体的に向き合い、自ら考え判断し、自らの人生をたくましく切り拓いていく自立的能力であると考え。共生とは、自己と違いのある他者を受容し、相互に協同してよりよい社会を創造していこうとする能力ではないだろうか。以上のことを踏まえ、研究テーマを「子どもが自発的に取り組む授業づくり」とし、ともに学び合い、高め合う体育学習をめざそうと設定した。

(3)研究の視点

自発的に取り組む授業は、学び合い、高め合う(人間関係力)の面から見て、児童の継続的な観察・分析を行い、それとともに、生育環境などの共通項も見出しながら、子どもの意識改革が起こるきっかけや、子どもを取り巻く大人(教師)のアプローチの仕方やタイミングを探って、それらを実践していくことが大切である。

(4)研究の実践

①第4学年 ボール運動「バレーボール型ゲーム」
②第6学年 ボール運動「ソフトバレーボール」
③第3学年リズムダンス「チャチャチャを踊ろう!」 1年時からの蓄積で模倣の動きやなりきって表現することの大切さを理解しているので、パートナーになる抵抗感は初めだけあり、後はすんなりと取り組めた。継続して取り組んだり、学年を超えたつながりを持たせている学習環境の成果と感じている。

一度、楽しさを覚えた子ども達は、学び合い・教え合う姿勢が強くなり、完璧な踊り、仲の良いパートナーとの心の通い合いに力を入れることが出来た。頑張るパートナーが現れると、次も次もと、相乗作用が学び合いを深める結果となった。

2 研究協議

質：チームとして必要な練習の仕方などは、どのようにしているのか。練習をする時間計画は。

答：チーム毎にチームの課題があり、各チームに行って練習指導をする。(授業中)担任であるからこそ、朝の会や終わりの会に叱咤激励したり励ましたりできる。体育の授業中だけでなく普段の指導がある。全体で指導する必要は感じない。

質：チーム分けはどのようにしているのか。

答：チームは、教師が作るものだと考えている。能力差がつかず、みんなが楽しむための条件を教師が作る。チームの中でもめるのも人間関係を作っていくためのプロセスと考えている。

質：勝敗を競い合う運動の場合、負けたチームの方が次に勝つために考えることが大切。教師が3段攻撃などの作戦を与えてしまって いいのだろうか。

答：作戦がわかっている、負けた原因が何かが子どもに分かっていなければ意味がない。

3 指導助言 東京学芸大学准教授 松田 恵示先生
・主体的に向き合って学習を進めている。スポーツを自分のものにしていくために子ども自身が育っている。主体的に学習を進めていけるように、見た目以上にいろいろな指導が常に成されている。

・「できない」だから、やろうという子を育てる。
・運動や体育は、できなくてもどうってことがないという安心感がある。

・技能はできてもできなくてもかまわない。しかしできるようにになりたいというように育てていく。

・技能に向かっていることが楽しい。(楽しいから技能が上がる、技能があるから楽しい)

技能の楽しさを教えていく!…これがポイント・今日の授業では子どもが自発的にバレーボールを楽しんでいた。どの子も今ある力で楽しんでいた。

・自発性とは

ボランタリー (自由意思で) ⇨ 強制

スポンテニアス (限定されない) ⇨ 限定される

今の自分にこだわるのではなく、子どもが自らであろうと、自分の知らない世界を広げていくために自由に教師が導こうが同じことである。強制されることではない。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第7分科会 京都市立衣笠中学校

記録 京都市立衣笠中学校校長 北 原 琢 也

研究主題 学習の質を高める体育学習
～柔道における問題解決力を

高める体育学習～

1 研究発表

(1)発表者 京都市立衣笠中学校教諭 岡嶋 一博

(2)主題設定の理由

この数年間、本校は「学習の質を高めていく授業」を目標として、指導者側は、いわゆる指導と評価の一体化、生徒側は、学習活動にめあてもち、自己評価能力と自己学習能力の育成に取り組んでいる。

その結果、指導者側は、「めざすべき生徒像」を明確に意識することができ、生徒側は、課題設定から問題解決的な学習の必要性を理解し、自己評価能力、自己学習能力の向上ができると考えた。

以上の実践活動から、本大会の研究主題とも深くつながると思い、今回の研究テーマ「学習の質を高める体育学習」に着手した。

(3)研究の視点

教師側の視点として、生徒に身に付けさせたい力を評価規準に具体化し、生徒の学習活動を活発に促すための学習のめあてをもたせ、単元終了後のめざすべき生徒像を提示するとともに、指導と評価の一体化を明確にし、めざすべき生徒像を常に意識して授業展開を図ることである。

生徒側の視点として、単元終了後のめざすべき生徒像に近づくために、自分のめあてを的確に把握するとともに、自己のめあての到達に向けてアプローチするための課題を具体的に設定し、その課題を解決するための知識や技能等を身に付けていく活動に取り組むことである。

(4)研究の実践

柔道の目標として「柔道を通して自分の能力に適した技を習得するために適切な目標を設定し、その到達に向けた課題を見付け、それを自分の問題とし、その問題解決にあたる練習の仕方や試合の仕方を工夫することができる」を設定した。

以上、柔道の目標にアプローチするための具体的な指導内容として、以下の4点の指導を実践した。「礼儀作法が正しくでき、相手を尊重する態度をとること」「相手に対して禁じ技を用いないなど安全

に心がけて試合や練習ができたり、活動場所（施設・用具）の安全に気をつけること」「柔道の技能向上のため自分にあった目標を設定し、その到達に向けた活動ができること」「仲間とともに協力して活動できること」。

2 研究協議

(1)授業者の反省

(2)質疑応答

質：課題と問題の違い。

答：課題は集団的・客観的なものであり、問題は個人的・主観的なものであり、個々の生徒が克服していくもの。

質：問題解決力が高まったかどうかの判断は？

答：パフォーマンス課題で評価していく。これができたら「A」というものを1年、2年、3年それぞれのレベルで判断し、成長を確認している。学習カードでより具体的な課題が設定できているかどうか判断している。

質：学習カードについて、本時の問題点（その時間の良かったことを書かれているのもよい）、次時の課題について書かれている。発表時、子どもたちの学習カードの記入時間が持てていなかった？指導者が子どもたちに評価されている姿もあればよかった。

答：カードは自由に書かせている。ただの感想で終わってしまうこともある。反省を次時に生かすための内容を書かせている。カードは授業の中で書かせるようにしている。本日の授業ではお見せできなかった。ただ、カードの記入時間と生徒の活動量とのバランスが難しく教科会内で検討中である。等

3 指導助言 埼玉県教育局 市町村支援部

スポーツ振興課 競技スポーツ担当

指導主事 柏瀬 健一先生

研究主題と公開授業から：学習の質を高める体育授業において、今回の柔道の授業から見とれることは、「単元後のめざすべき生徒像」が教師も生徒も把握したうえでの学習が見てとれ、問題解決的学習が活用型の学習につながるような部分が感じられた。今後もこの研究を進めることを期待したい。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第 8 分科会 城陽市立北城陽中学校

記録 北城陽中学校校長 阪 田 治



研究主題 グループで課題を見付け、協力して解決を目指す体育学習

1 研究発表

- (1)発表者 城陽市立北城陽中学校教諭 中村 聡
(2)主題設定の理由

本校教育目標とも重なる、「健やかな心と体」をはぐくむために「自己教育力」の一層の伸長を図ることとした。すなわち、自己を見つめ課題を見出し、その課題解決に向けての具体策を探るとともに、活動を総括し新たな目標を設定できる生徒の育成を目指した。その手立てとして、生徒自らがPDCAサイクルを構築し、課題解決型の学習を展開することとした。

また、互いに補い合い、影響し合う相互交流による学習効果に期待し、グループ活動を重視した学習展開となるよう主題設定した。

(3)研究の視点

視点1【グループ学習】競技マナーや思考・判断力の育成と技能向上に向けた計画立案力の育成

視点2【課題解決学習】適切な自己目標の選択とPDCAサイクルによる学び方の習得

視点3【教材・教具】チーム及び個別の課題の適切な把握と即応性のある学習情報による意欲の向上

視点4【支援・評価】効果的な学習ノートの活用と視聴覚機器による的確な支援及び評価の実現

(4)研究の実践

球技種目における課題意識や解決意欲の低さを生徒相互が補い合い、学習目標の達成や修得意欲の維持向上を図り、工夫ある指導を目指す。

また、女子柔道への興味・関心の高揚を図るとともに、学ぶ意欲を高め、運動能力に応じた練習の工夫や自己の課題克服に努める生徒の育成を目指す。

2 研究協議

(1)授業者反省

(2)質疑応答・・・「バスケットボール」

質：学習カードの目標と課題の違いはどこか。

答：目標は目指す姿、課題は克服すべき点である。

質：アドバイスをする場合具体的な手本を示すか。

答：目標を書く際に具体例を示した。

質：練習したことが試合に生きてこないのはなぜ

か。マンツーマンディフェンスの方が有効と思われるが今までの授業展開はどうか。

答：マンツーマンは2年時に実施済み。ゴール下への切り込みでは、練習とゲームが一致しない。攻めの方法を考えて成功させ、達成感を持たせる方が、バスケットの楽しさを味わえる。これを優先した。

質疑応答・・・「女子柔道」

質：単元の流れはどのように設定しているか。

答：12時間扱いで設定。女子なので導入は押さえ込みからとし、3時間目から衝撃の少ない投げ技、体落としに入っている。

質：攻防の技術とあったがどのような練習方法を取り入れているか。

答：攻め合いながら、相手の動きを見ながら大きな人を倒すなどの練習。また、素直に投げられることが、けがの防止に繋がることも指導した。

3 指導助言

京都教育大学教授 杉本 厚夫先生

・バスケットボールは、近代的集団の再考と考える。

・自分たちに適切な課題を設定する。自分だけ良ければいいというのではなく、技術的にうまくない人も一緒にできるプレーは何かを考える。他人のことを考えて集団に生かしたり目標が考えられたりする。

・柔道は、近代的身体の再考として、大きな役割がある。体と体が触れあう身体的コミュニケーションとしては、相手の痛さや気持ちよさが分かり、直接言葉でコミュニケーションがとりにくい時代に特に大切である。

・柔道は体を道具として扱うのではなく、身体そのものを問題とする。自分の身体を受け入れ、また、相手の身体を受け入れ、体を組み合うことで相手との身体の違いに気付くことができ、そのことによって、自分の身体を大切にすることが生まれる。自分を受け入れることを学習する種目として、柔道は大切である。

・スポーツの面白さは「挑戦」である。「挑戦」は目標をあまりに高いところに置くと不安になるし、低すぎると面白みがなくなる。大切なのは、自分の課題をきっちり持って目標設定できることである。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第9分科会 京都教育大学附属京都中学校

記録 京都教育大学附属京都中学校教諭 櫛橋 卓 仁

研究主題 自己の体力を知り、体力を高めるための実践力を育てる体育学習

1 研究発表

(1) 発表者

京都教育大学附属京都中学校教諭 櫛橋 卓仁
同 木村 達也

(2) 主題設定の理由

本校では、主体的に運動をおこなえる時間（内容の工夫）、運動するために必要な空間（器具の工夫）、運動を媒介にして協力や達成の喜びを共感できる仲間（相互交流の工夫）の3つの間を設定することにより、生徒自らが体力を向上させるための課題を選択し、コミュニケーション能力の向上を図りながら、工夫を取り入れた練習方法を考えるなど、生涯にわたって主体的に運動に取り組める態度や資質を養うことを目指して、研究主題を「自己の体力を知り、体力を高めるための実践力を育てる体育学習」とした。

(3) 研究の視点

【主体的な時間の保障：主体的に取り組めない生徒に対して】運動の意味や効果の把握、自分の課題の把握課題解決に向けた探求

【効果的な空間の創造：方法がわからない生徒に対して】効果的な器具や教材の活用、適切な運動方法の提示、学習ノートの活用

【支えあう仲間の育成：相互支援があればより伸びる生徒に対して】コミュニケーション能力の錬磨、交流のしやすいグループづくり、相互評価の場づくり

(4) 研究の実践

本校の体育学習では、生徒が持つ体力、課題解決能力、コミュニケーション能力の現状を踏まえ、主体的に運動に取り組み、生徒自らが運動を効果的に行うための方法を考え、円滑なコミュニケーションを図るために相互評価や支援する場面の設定を行い、体力、課題解決能力、コミュニケーション能力を高めたいと考えた。そこで、仲間とコミュニケーションを図る資質と解決能力を引き上げるために、

「共に運動を実践していく仲間を理解することと、役割を果たすことの大切さを認識する。」「運動することの目的を明確にさせ、課題解決のために、学習教材の設定や自他の学習過程が確認できる学習ノートと意識調査カードを活用する。」という点を重点に置き研究をおこなった。

2 研究協議

(1) 授業者反省

(2) 質疑応答

質：1年生の体づくり運動のグルーピングのおこない方について

答：新体力テストの結果を基にして、柔軟性、巧緻性、力強い動き、持久力の4つの体力要素から、体力要素が重複しないように8種目の中から3種目を選択させ、体力、課題解決能力、コミュニケーション能力が平均化するようにグループを作った。

質：2・3年生の縄跳び運動のゲストティーチャーについて

答：京都教育大学の教授を通じて紹介して頂いた。また、大学のホームページ（教材開発部分）に縄跳びの教材等、授業の内容が紹介されているページを参考にして、ダブルダッチや縄跳びの技能がない教員にも授業が出来るという提案をして頂いた。

3 指導助言

京都教育大学准教授 中 比呂志先生

・1年生では、体力をターゲットにして授業が生まれ、生徒は目新しい教具を使い、楽しみながら、意欲的に取り組んでいた。また、新体力テストの結果を授業の中で生かして授業を組むことは、科学的な視点を養うことに通じ、自己の到達目標や課題を知る資料としても役立ち、意欲を高めたり、興味関心を高めるための方法として非常に良かったと思う。

・縄跳びの授業では、「チーム」「演技」などの言葉が生徒の発表の中に出て、縄跳びというものを違った側面で見ることが出来る授業だった。また、運動の単調さを自分たちで工夫しながら、BGMを流してパフォーマンスという形で活動している姿からも非常に興味を持って取り組んでいたと考える。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第10分科会 京都府立向陽高等学校

記録 京都府立向陽高等学校教諭 松 本 朗

研究主題 体のしくみや動かし方を理解し、運動実践につなげる体育学習

～高大連携の取り組みを通して～

1 研究発表

(1)発表者 京都府立向陽高等学校教諭 松本 朗

(2)主題設定の理由

本校では「学力の充実を重視するとともに、個性の伸長を図る」ことを目的として普通科第Ⅲ類体育系(体育コース)が設置され、「体育学習を通して、より高い専門性を身に付ける」ことを1つの目標としている。その目標を達成するための手法として、高大連携により第一線の研究者と共同で運動の理論と実践の一体化を図ることを目指した。

(3)研究の視点

①体育理論を充実させ、運動をより一層理論的に捉える。

②理論と実践の一体化を図り、知識・理解を深めるとともに、自ら思考し実践する態度を身に付ける。

③スポーツにより関心を持ち、生涯を通じて主体的にスポーツに親しむ態度を育てる。

④上記①②③を達成する手段の一つとして高大連携を活用する。

(4)研究の実践

①体育理論

骨格や筋肉、各関節の動きなどの体のしくみや内力(筋力)と外力(重力)、体幹・上肢・下肢の動きなど体の動かし方を理解する。内力だけでなく外力をうまく利用する体の使い方(調整力)を身に付けることにより、高い運動能力を発揮することができる事を理解する。

②運動実践(大学の先生とのティームティーチング)

a 陸上競技

人間の基本的な動きを理解し身に付けるため、股関節・肩胛骨の柔軟性を意識し、歩行運動から走運動につなげ、自己の能力を最大限に発揮する走法を身に付ける。

b サッカー

静的な動きにつながる中心軸動作と動的な動きにつながる二軸動作を意識した、基本技能(ボールを受ける・止める・パス・キック、方向転換など)を身に付け、集団的技能に生かす。

(5)結果

①生徒の専門的知識理解が深まり、理論的に理解したことを実践することにより、自分の動きを分析

し改善する姿勢が生まれてきた。

②生徒のみならず、教師の知識や技能を高めることにも繋がり、授業や部活動にも生かされ、その結果競技力の向上やスポーツに係わる進路希望が増加した。

2 研究協議

質：競技力向上に繋がったという事ですが、生徒の日常会話や取り組みに変化がありましたか。

答：一番変わったのは、自分で工夫してやろうとしているところです。練習中や休み時間に「こんな感覚でやったらどうやる。」「こうやったらうまくいった。」というような会話が自然に増えています。

質：先生方の考えや取り組みで変化した点がありますか。

答：自分自身が理解し、体を動かせるようになって初めて指導できますから教師自身が学ばなければなりません。

難しい事をやる必要はありませんが、毎日繰り返す続ける大切さをあらためて感じています。

質：(小田教授)「自分が変われば生徒も変わる。」そういうことも感じておられたのではないのでしょうか。

答：長い間教師をやっていると、マンネリ化してきます。どこかで一度自分のやり方を考えてみる時間が必要ではないか、小田先生と出会ったのは、ちょうどそのような時期だったと思います。

3 指導助言

大阪教育大学教授 三木 四郎先生

これからは体育理論が重要となり、時間や期間を決めてしっかりとおこなっていく必要がある。さらに、理論だけで終わらずに理論と実践の繋がりを持たせることが重要である。学校が自分たちの力だけでなく周りの力を利用しながら科学的知識を教えていくという流れになっている。

子ども達は今までの経験からさまざまな動きをしている。それをひきだし、理論づけてやる。また間違った動きをどう理論的に説明し、それを理解して正しい身体運動として実現するかが授業の大切なところである。これからは小中高12年間の中で我々が体育の授業で何を教え身に付けさせたのかが問われる。そう考えると高大連携だけではなく中高連携あるいは小中連携も重要となってくる。そういったものがあって初めて子どもたちの学習が完成する。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第11分科会 京都教育大学附属高等学校

記録 京都教育大学附属高等学校校長 安 東 茂 樹

研究主題 運動についての科学的理解を深め、
実践に生かせる力を育む体育学習

1 研究発表

本校は、文部科学省よりスーパーサイエンスハイスクールの指定を受け実践・研究しており、全教科で取り組みを進めている。保健体育科は、運動のしくみや技術の中に隠れている科学的な面を生徒が見つけた授業の展開や、色々な機材を活用して、運動技能の向上や自己の課題を解決する力を身に付けさせる内容に取り組んでいる。今回、陸上と体づくり運動の内容を公開授業し研究発表をした。

<研究発表1 陸上競技：50m走を科学的・構造的に理解して>

(1)発表者 京都教育大学附属高等学校教諭 高安 和典

(2)主題設定の理由

50m走を科学的な内容や機材を活用して、体育理論の運動技能の構造と学び方を理解させることが、記録を向上させていく事に繋がらないかと考え授業を進めた。

(3)研究の視点

10mの区間を5区に分けた50m走の速度曲線を使って、生徒の各区間の速度、ピッチ、ストライドの変化を測定させた。その変化の特徴や、自分の50m走で最高速度となっている区間を知り改善することで記録の向上を図り、個人の課題を解決し、思考力を育むことを通して、運動の楽しさや体を動かす喜びを味わえることができないか実施した。

(4)研究の実践

前時は測定に終始しがちだったため、本時は考察して試技することを強調した。ピッチとストライドの改善法の支援としてメトロノームとラダーを試技させた。

最高速度区間を手がかりにピッチとストライドに焦点をあて、自分にとってピッチとストライドをどのように改善することが適切か考察、判断させた。

<研究発表2 体ほぐしの運動：体幹をつかって>

(1)発表者 京都教育大学附属高等学校教諭 佐々木 潔

(2)主題設定の理由

生徒に体の仕組みと運動の関係について興味・関心を持っている事柄についてアンケートをした結果、身体について不思議に思っている内容や、運動中・運動後に起こる身体の変化などが挙がった。これらの内容を、本校の研究課題であるスーパーサイエンスとも関連させて研究を進めた。

(3)研究の視点

体幹運動と体ほぐし運動・体育理論の内容を組み合わせ、生徒主体の発表授業を取り入れ、自分の体をチェックする内容を導入とし、改善させるメニューやプログラムを紹介し実施した。

(4)研究の実践

オリエンテーション・授業の実践・評価・考察と

いう流れで授業を実施した。授業の実践は、柔軟性改善プログラムをつかい生徒の発表授業を行う。評価・考察では、実際に柔軟性改善プログラムを実施してみての感想と、自分の体の特徴を知り自分の体とのつき合い方や向き合い方を考えさせた。

2 研究協議

質：スーパーサイエンスにからめた授業は、本日の公開授業以外でも球技や全ての種目で実施しているのか。

答：全ての種目で実施しているわけではない。保健体育科4名の教員がそれぞれ得意の種目でテーマを決めて行なっている。

質：体幹トレーニングの内容について、チェック項目に従って生徒が実施していたが、チェックリストの信頼性というか客観性はどの程度のものか。

答：確かめていないので、分らないのが結論です。こちらとしては、今後の課題と思っている。生徒が調べ発表して深めて行ければと考えている。

3 指導助言

大阪体育大学教授 伊藤 章先生

科学的理解を深めるためには、指示する指導から生徒が納得して自分達から取り組んでいく授業に持っていけたら最高だろうと思います。生徒を納得させるには、科学的根拠をしっかり持っておく必要があります。納得すれば、自主的な形で動くだろう。自主的に生徒が動けば、どういう方向で自主的に動くか、こちらがリードしてやらなければいけないだろう。励ますだけでなく、科学にある法則性、こうなるにはこうしなければいけない、というような法則性を求めてもらいたい。それを求めるのは、もちろん本や科学論文でもあるが、スポーツ科学や研究者に直接求めていくと、きつと対応してくれると思います。そういう物を持っていると授業で、しっかり構えて生徒に言うことが出来るようになると思います。

後、今日の陸上の短距離走で、ピッチとかストライドは測定されることは多いと思いますが、測定は測定で、自分の現状把握で、それはまだ科学じゃないです。それをどう解釈するかで科学が介在します。つまり、このくらいのスピードで、このくらいの身長の人ならば、このくらいのストライドが普通ですよという規準。その規準が準備できれば、その人の体やスピードから、ストライドを改善するのか、ピッチを改善する方が良いのか、改善の方向が分かります。その基準は、私や科学者は持っているんです。そのような人達に求めていけば、このテーマの科学的理解を深めるというところで、生徒がさらに気付くだろう、そしてそこに気付けば、背の高い子、背の低い子はこうだという個性で評価できる。個性を尊重できるような形で、授業が実践できるという気がします。ぜひ、気楽にスポーツ科学者のところに行って聞いていただきたいと思います。

以上が私のコメントです。失礼しました。

第46回全国学校体育研究大会

分科会報告

第12分科会 京都府立桃山養護学校

記録 京都府立桃山養護学校総括主事 吉 田 美 種

研究主題 「身体感覚を養い、
体を動かす喜びを味わえる体育学習」
～意欲的な活動を引き出す
教材教具の開発をめざして～

1 研究発表

(1) 発表者

京都府立桃山養護学校	教諭	伊藤 直
同	教諭	那波治比古
同	教諭	東 俊彦
京都府立聾学校	教諭	丸山 二郎
京都府立南山城養護学校	教諭	星 幸敏

(2) 主題設定の理由

本校の児童生徒は、肢体不自由はないものの障害等から行動範囲や活動場面も限定されていて、幼少期から運動やスポーツを体験する機会が少ない。また発達段階から手足や皮膚の感覚も未分化で身体各部の協応性が獲得されていない児童生徒も多い。

そこで本校では、体育学習を単に運動機能や体力を高めるだけでなく、身体や心の健やかな発達をめざし児童生徒が意欲的に設定された授業内容に関われるように授業改善に取り組んでいる。

(3) 研究の視点

児童生徒の障害特性や発達段階・興味関心に配慮し、児童生徒が身体活動に取り組みつつ、「課題を意識する」、「課題に自ら向かう」、「友だちや指導者を意識する」、「自分なりに創意工夫しチャレンジする」等のねらいも含み指導している。さらに上記のねらいに加え、身体を動かすことは、爽快感や解放感、達成感を味わうことにもつながり、児童生徒の生活全般の意欲向上になると考え、体育指導を行っている。

そこで本校では、児童生徒が意欲的に取り組めるように「教材と教具の開発」、「指導と支援の工夫」、「場の設定の工夫」、「見通しをもって取り組めるための視覚支援の工夫」、「休み時間にも身体を動かす働きかけ」等の取り組むことにした。

(4) 研究の実践

- ①「聾学校における視覚支援教材」の開発
- ②「重度児童生徒の教材教具」の開発
- ③「中学部で集団を意識した活動保障のための教材教具」の開発
- ④「小学部の児童が見通しを持って活動できるための教材教具」の開発
- ⑤「高等部の集団でのゲーム」の開発

2 研究協議

研究協議は各授業担当者から授業についての反省の後、次の内容について活発な討議がなされた。

- ・課題に向かうまでの待ち時間について
- ・グループの規模について
- ・バランスボール等の教材教具について
- ・意欲を引き出す教材教具の開発について

3 指導助言

横浜国立大学教授 小林 芳文先生

「意欲を引き出す教材教具の開発の視点から」子ども達の体育学習を日常生活だけでなく、生涯に繋がる発展的活動としてとらえている。体育に繋がる教育としてムーブメントという考え方がある。楽しい活動を通して、体づくりや健康づくり、生活の質の向上を目指している。

(今回、小学部や高等部が授業で使用した) バランスボールは、様々な可能性があり普通校の授業にも大いに役立つと思う。操作性の必要な教材は児童生徒にとって有効な教材である。

また、子ども達が考える場面や発表する場面を設定することも大切である。基本的な運動をできるだけたくさん取り入れつつ教材のバリエーションをひろげていってほしい。

指導者は児童生徒のひとつ一つの活動をしっかりアセスメントすることが大切である。

体育の教材を確認する3つのキーワードは、「あそび」「環境」「発達」であることを再度おさえてもらいたい。

第46回全国学校体育研究大会

全国学校体育研究大会（京都大会）を終えて

京都大会実行委員会会長 加 藤 博 昭



第46回全国学校体育研究大会京都大会は、平成19年11月15日と16日の二日間にわたり、全国から延べ2,900名ものの方々をお迎えし、1,200有余年の歴史を誇る、豊かな伝統と文化が脈々と受け継がれている「日本の心のふるさと」、紅葉の京都で盛大に開催することができました。これもひとえに、文部科学省・財団法人日本学校体育研究連合会をはじめ、関係各位のご指導とご支援、並びに全国からご参加いただいた皆様の温かいご指導・ご助言の賜と、心から感謝する次第でございます。本当にありがとうございます。

さて本大会では、「健やかな心と体を育む体育学習を求めて」を研究主題とし、「京都大会を迎えるにあたって（第44号会報）」で書かせていただきましたように、幼い頃の体を使った遊びに始まり、様々な運動を体験する中で、基礎的な身体能力や知識を身につけるとともに、楽しさ、喜び、感動等を味わうことができるような意欲や思考力、判断力を育む体育学習の指導の在り方について、研究の一端を公開授業や研究協議会を通して提案させていただきました。

本大会を迎えるに当たり、運営面や研究推進面に於いて、京都府の各校種にわたる現場の先生方に大変なお苦勞をおかけしました。しかしながら、それぞれの研究会の後押しによる自校園での研修・研究、そして校種を超えた先生方の協力態勢を育むことができましたことは、これからの京都府の体育学習の研究実践推進に向けて大きな足跡を残したものと確信いたしております。特に、授業を提案していただいた学校園においては、大きな充実感と達成感、そして何物にも代え難い大きな自信を得たものと感謝いたしております。今後とも、この大会で得た財産を、京都の子どもたちの健全育成のために活かしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

大会の概要は以下の通りです。

《全体会＝第1日目》

- ①開会行事
- ②表彰式
- ③基調報告（京都府代表）
- ④特別講演
「心・技・体を育てる『人づくり』活動について」

狂言師 茂山 正邦 氏

⑤解説

「体育学習における知識・技能の確実な定着に向けて」

文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課
教科調査官 渡邊 彰 氏

⑥シンポジウム

「基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける授業づくりをどのように図るか」

コーディネーター 菊 幸一 先生

他シンポジスト4名の先生方

以上、第1日目全体会を振り返りますと、朝の受付からシンポジウム終了まで、事務局として運営がスムーズに運びますよう努力いたしました。ご参加の皆様方には何かとご迷惑をおかけしたことを思います。この場をお借りいたしまして、お詫び申し上げますとともに、ご参加の皆様のご協力により全体会を無事終了させることができましたことに対し、深く感謝の意を表します。ありがとうございます。

《分科会＝第2日目》

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の5校種12分科会場にわかれ、京都大会の全体研究テーマに沿った各校園それぞれの研究テーマのとり、公開授業・保育が行われ、後に研究発表・研究協議が行われました。どの分科会場にも全国から多数の参加者を得て、子どもたちは心地よい緊張感の中、のびのびと学習に取り組んでいました。参加者の方々から、「子どもたちがのびのびと活動していますね。子どもたちが、学習を創っていますね。」というお声も頂き、これまで取り組んできた我々として、本当に嬉しく思うとともに自信とさせていただきました。

さらに研究協議においては、全国の方々から忌憚のないご意見を頂きました。大変ありがたく、今後の課題として研究に邁進する所存であります。また、指導助言者の先生方からは、厳しくも温かいご助言を頂き感謝に堪えません。我々の新たな課題として取り組んでいきたいと思っております。

2日間という短い期間でしたが、全国の皆様のお陰で成功裏に終えることができました。この場をお借りして、心よりお礼申し上げます。

第47回全国学校体育研究大会

全国学校体育研究大会（岩手大会）を迎えるにあたって

岩手大会実行委員会 事務局長 山 本 繁



今年度、第47回全国学校体育研究大会が岩手県で開催されるにあたり、岩手県の準備状況を県のピーアールと共にご報告させていただきます。

岩手県は、四国4県とほぼ同じ面積の広い土地に、美しく豊かな自然がまだまだたくさん残っている、きれいな緑と水と空気に溢れた県です。石川啄木や宮沢賢治がこよなく愛した美しい風土、奥州平泉の黄金文化・浄土思想を開花させた文化的風土、そして新渡戸稲造や原敬など幾多の偉人を輩出した気風。このような歴史的風土や自然環境の中で、今も岩手の子どもたちは、たくましく成長しています。

本県の学校についてお話いたしますと、公立私立を合わせると幼稚園約200園、小学校426校、中学校198校、高等学校87校、特別支援学校17校という状況（平成19年度）にあります。しかしながら、少子化や過疎化等の影響で、児童生徒数が年々減少し小規模校や複式学級が増え、学校の統廃合も進んでいるのが現状です。

本県の子どもたちの体力は、全国平均を下回るものも見られ、全国状況と同様に体力低下傾向が続いております。そこで、県教育委員会では、6年前から小学校を対象に「運動大好き岩手っ子事業」を全県規模で展開し、県内小学校に準備運動や体力づくりのヒントになる「体育館掲示用ポスター」や、授業作りで活用できる「指導資料ハンドブック」「陸上運動＜短距離走＞VTR」を配布し、体力向上や授業の充実に取り組んでまいりました。また、昨年度（平成19年度）からは、オリンピック選手をめざすタレント発掘事業「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」をスタートさせ、子どもたちや県民の体力やスポーツへの関心・意欲を高めております。

さて、現行の学習指導要領が平成13年度に改訂・完全実施されてから、幼稚園・小学校・中学校は7年目、高等学校は6年目を迎えています。しかし、今年度4月には新しい学習指導要領が発表され、小

学校は来年度から移行期間に入ります。

我々岩手県は、この過渡期にあって、全国に新しい学校体育の在り方や授業を提案できることを大変光栄に感じるとともに、その責任の重大さを自覚し緊張感をもって真摯に研究に取り組んでまいりました。一昨年度はプレプレ大会を、昨年度はプレ大会を、全国学体連事務局のバックアップのもとで開催することができ、また、助言者のほとんどの方々には、公開校の事前研究会等に参加いただき、指導・助言を受けるなど、研究体制の整備を図ることができました。

研究主題を「いきる、わかる、できる 一生涯スポーツの基礎を培う、確かな力を育てる授業の創造」として、幼稚園から高等学校まで3年前から本格的に研究に取り組んでまいりました。「子どもは授業で育つ」を基本姿勢に、「わかる」と「できる」の結びつきを大切にしたい授業を目指すとともに、そのために必要な基礎基本の学習を大切にし、課題の解決に向けた学習に取り組む力を育成し、あわせて体力の向上を図る授業実践を積み上げてきました。本大会において、このような研究実践を踏まえ、「すべての子どもに、体育・スポーツの真の楽しさを保証し、確かな運動技能を身に付けさせる」学習指導の在り方について、研究発表と公開授業により提案いたします。研究協議におきましては、全国の先生方からたくさんのご意見やご指導をいただき、さらによりよい体育授業研究を深めてまいりたいと考えております。

全国から参加される皆さんと協議や情報交換等を行い、この岩手大会を契機として新しい学習指導要領に沿った体育授業についての議論が活発化し、これからの我が国の体育がより一層充実発展することを祈念しております。

どうぞ、平成20年10月30日（木）・31日（金）の2日間にわたる研究大会に、全国から多数の方々が参加されますようよろしくお願いいたします。

心からお待ちいたしております。

平成19年度 第2回 理事・評議員 議事録抄

理事長 後 藤 一 彦

司会：本村常務理事

平成19年度の第2回理事・評議員会及び代表者会議を開催致します。まず、定足数の報告を致します。

理事、常務理事含め、定足数18名に対し、26名の出席。評議員は、定足数37に対し、出席者27名、委任状22名で計49名の参加。よって、会議成立。

開会の言葉：高橋副会長

みなさんこんにちは。ようこそ京都まで足を運んで頂きありがとうございます。

さて、まあ仮縫いの状態ではございますけれども、文科のホームページを開いて頂きますと、新しい学習指導要領にふれることができます。今後1ヶ月程度、色々な意見を頂戴して、修正するということになります。

なお、この今回の学習指導要領に関しましては、学体連の理事も協力者として参画しております。元文部省教科調査官本村先生に加えて、友添先生、岡出先生、加えて私が協力者となっております。

今、申し上げたいことはこの学体連と文部科学省との関係を深め、一体となって新しい学校体育の方向を定めていきたいという気持ちでありますので、益々この学体連の役割は大きくなるだろうと思いますし、ぜひ各都道府県から派遣されている先生方も我々と積極的に、新しい方向に参画して頂きたいと願っております。

会長挨拶：片岡暁夫会長

みなさんこんにちは。只今、高橋先生から指導要領を作る側の話がありました。杉山重利先生とか高橋先生が中心的な委員として働いておられます。

一方、ヒアリングがございまして、中教審の初等中等教育の今後の審議計画が出てきています。これについて27日後藤理事長と2人で行ってまいりました。

お手元の資料のうち、教育全体の動きというところが大変重要で、この全体の動きの中の体育科であるということです。「生きる力」ということが、前の指導要領と変わらないベースとして「生きる力」があり、その中で体力を付けるというのも入ってるんですが、体力だけではないですね、生命力とか肉

体力だけではない。どうも精神力の方、自分の感情をコントロールするとか、物事を良く観察してレポートする力とか、分析した知識を、例えば毎日勉強する習慣をつけるなど、勉強力みたいなものもつけるというような形で「生きる力」というのがどうも捉えられている。

日本人は、民族全体に生きる力が衰えてきている。体力、運動能力の面で調べても1980年代以来ずっと下がりはなし。これは体育の授業が悪くなったのか、運動部活動が衰えたのか、ということではなさそうですね。もうちょっと大きな、社会的、あるいは地球規模の問題があって、衰えに拍車がかかっている。あるいは子どもの数が少なくなっている。これも社会全体としては「生きる力」が落ちる。というようなことで日本の政治とか国家の大問題に行き当たるわけです。

教育学者たち、あるいは政府が、いろいろ悩んで、なんとか生きる力を取り戻せないだろうか。例えば明治維新の頃からの学力のある日本人というものを取り戻せないだろうか、このようなことがテーマになっているようです。前回の指導要領改訂でもそういうことが話題になったわけですが、今回もそれが共通の部分として、各教科、あるいは教育全体共通の部分としてあるということでもあります。

そんな基盤に立って体育の仕事を考えてみると我々はただ、筋力とか運動能力を高めれば良いのではなく、やはり精神力も高めるという面もあるわけです。教科として、教育全体あるいは日本の教育全体を支える迫力のあるパワフルな、例えば、興味を持ったら、とことん追求できる、しかも、何度でもチャレンジし直す、そういう粘り強さ、そんなのを体育では提供できるのではないかと、あるいは体力を付けることひとつをとっても、3ヶ月なり1年なり繰り返し繰り返し訓練していく、鍛錬し続ける粘り強さ、そういうことも必要であろうと思います。

この資料を見ますと、体育以外の人たちの意見は体育に頼るよりも、食のコントロールを教えた方が良いのではないかと、そんなことが見えるわけですね。戦後、栄養、栄養といって、タンパク質とか脂肪を取りなさいと言ってきたのですが、それがいき

過ぎて、食い過ぎになっていると。こんどは食べ方の勉強をさせましょうと、こう考えてるんですが、たぶん食べ方の勉強くらいでは生きる力は戻ってこないのではないかと。そういうのも含めて、体育の立場を学校教育全体に広げていきたい。生徒にパワーと勢いを付ける。興味津々な心、活動的な身を作る、あるいは学校全体が活性化する、そんな授業展開、あるいは体育経営の展開というようなことが必要になってくるということを考えております。

そんな方向で意見具申をしようかと考えているところです。今回の大会で、いろいろな実践、御意見を拝聴しながら勉強して、審議にかかわろうと思っております。

いろいろ先生方にお世話になります。今後とも体育のために頑張らしましょう。有難うございました。

司会：議事進行について

ここで資料を確認させていただきます。資料の漏れはないでしょうか。また、議事次第を一部変更させていただきます。休憩の後、ブロック会議の関係で、議事11番を9番にして頂きます。

もう一点、評議員会と理事会は、本来、別立てで審議すべきところですが、日程、経費等の関係で、同時に開催させて頂くことを御承願いたします。先ず、評議員の方からの御意見、次に理事会の方の御意見を頂くということで了解を頂きますでしょうか。(拍手) ありがとうございます。

議長選任

寄付行為に基き片岡会長に議長をお願いします。

議長：片岡暁夫会長

それでは仰せつかりましたが、議事に入りたいと思います。

まず報告事項ですが、理事と評議員の皆様と同時に御報告致します。

審議事項につきましては、まず、評議員の御意見を伺い、次に理事の審議で採決致します。

議案 1 平成19年度第1回理事・評議員会議事報告：岡出副理事長

お手元の資料、1-1～1-5までです。詳細な議事録となっておりますが、かいつまんで御報告させていただきます。1-1、18年度収支決算報告、2枚目、監査報告です。御意見については、プレ大会・プレプレ大会のスタートに伴った予算編成をするよう要望がありました。

次に、19年度事業計画ですが、事務局機能の強化、公益法人法の改正に伴う運営自体等の検討、財務体質の努力が方針として掲げられた旨、説明がありました。公益法人につきましては、この後後藤理

事長から御説明致します。

続いて19年度の収支決算です。ホームページ等の更新委託経費は委託料扱いにするべきではないかとの御指摘も頂きました。

また、京都大会、研究助成の手続き、及び最優秀校・優良校・功労者の表彰推薦についての提案を御了承頂きました。

24年度以降の全国大会の開催県については、北海道開催案で御了解頂き、以後につきましては、検討することとなりました。

4ページのブロック別理事選任方法については、皆さんの御意見を事前に伺い、それを取りまとめ、今回の会議で、検討し、成案につながることとなりました。

体育実技の研修会、会報44号の発行、栃木大会の報告、46・47・48回大会の準備状況についての報告、財務特別委員会の活動についても御説明致しました。賛助会員制度についてより効率的に運営していくための方向が確認されました。また、事務処理のIT化につきましても、効率的にIT環境を活用していく方針が確認されております。

文科省委託事業につきましては、部活動の運営に関する調査研究を受けることについて御報告致しました。

その他、学体連会報の様式、ホームページの活用についての要望を頂きました。

議案 2 平成19年度役員構成、理事・評議員名の報告：後藤理事長

資料はお手元の2-1、2-2、2-3、というページでございます。

2-1は、本部役員の名簿となっております。2-2が、理事の方々のとなっております。2-3が評議員の方々の名簿となっております。

この名簿一覧の公表、交付につきましては、平成17年度までは会報に掲載させて頂き、会報を7月前後に発行させて頂いておりましたが、会報の発行が7月では遅いのではないかと判断致しまして、各県からの理事評議員名の御報告が揃うのを待たずに、5月に会報発行を致しました関係上、会報にお名前掲載ができておりません。そこで、今日このように平成19年度理事評議員のお名前を報告させて頂きました。

これにかかわって、一つ御説明申し上げておくべき件がございます。それは、公益法人の認定に関する新しい法律が制定されました。これに伴い、公益法人の在り方が大きく変わることになります。

第一に財政の運営について、一定の基準の遵守が

求められます。第二に役員の構成など運営組織にも新しい規定が設けられます。第三に、寄付行為を定款という名称に変え、新法の趣旨に沿った形で改定することです。

特に本会として、大きな課題となりますのは、組織運営です。と申しますのは、平成20年の12月1日から、会長、理事長という役柄が、法規上無くなります。理事という名称は残りますが、理事会は無くなります。評議員会が最高議決機関になります。評議員会の議決決定に基づき、理事が代表権を持って業務を執行する形になります。しかし、実質的な会の運営となりますと、評議員会で議決し、その委託を受けて理事が運営するという形が現実的に可能かどうかについて、いろいろな財団から疑問が出ておりますし、当財団としましても、即そのとおりに移行してよいか課題があります。

このように、理事・評議員の役割・権限は、新法では大きく変わります。その時に、これまで通りの理事・評議員の選任方法で良いか、課題が残りますが、5年の移行期間の中で検討していくことになります。後ほど御意見を頂きます。

当面の課題として、現在の理事・評議員は、来年の5月の第1回理事・評議員会で任期が終了し、新しい理事・評議員の選任となりますが、11月30日で任期が切れることになります。関係当局の御指導では、先ず、新しい理事を、任期が切れる前に選び、新しい理事が、会長や理事長、常務理事をおく必要があると判断すれば、会長・理事長・常務理事を業務委託の形で置く。次に、最高議決機関である、評議員会の構成、選任方法を理事が決定するという手順があるとされています。

そして、それらの新しい組織のあり方、財務の運営について定款に明示し、それをもって公益法人認定の申請をするという段取りとなります。この、公益法人として認定を受けませんと、財団は、全財産をゼロにし、解散することを義務付けられますし、社会の承認を受けて存続するためには、是非とも、公益法人の認定を受けたいと考えております。

理事・評議員の方々の名簿の御報告に併せ、このことについて御説明をさせて頂きました。

議案3 平成19年度文部科学省大臣賞・優良校・功労者の決定および、審議経過について： 本村常務理事

資料3-1を御覧ください。文部科学大臣賞（最優秀校）は、12校の御推薦を頂戴しました。去る8月5日に審査会を開催致しました。文部科学省はじめ、有識者、教育委員会、学体連常務理事の16名の

審査員で審査致しました。審査の観点に基づいて慎重に審査した結果、そこにお示しした5校が最優秀校と決定された次第です。

引き続き、優良校です。この資料の通り、各県の推薦委員会から優良校100校を御推薦頂きました。会長ほか常務理事、理事の代表の方、評議員の代表の方、18名の審査員で中央審査会を去る7月28日実施致しました。

資料の3-4に功労者の名簿一覧のある功労者については151名を対象として表彰する決定を致しました。以上御報告です。

議案4 研究助成金について：本村常務理事

資料4番をお開きください。研究助成は、申し込みがここ数年非常に多くなりました。大変有難いことと思います。今年度は、21校の申請がございました。審査の観点に基づき、厳正に審査をさせて頂きました結果、以上の4校を対象として決定致しました。それ以外の17校については予算的なこと等もございまして、また、次年度を期して頂くことで決定させて頂きました。ただ、年度当初承認頂きました予算は30万円でしたが、内容が優れ、甲乙付けがたい状況に鑑み、予備費から5万円を計上し、35万円とし、1件多く対象とさせて頂きました。

助成金の支給は来年度になります。来年度以降も研究助成の申請を心積もりして頂ければ、大変有難いし、来年度の予算に向けても拡大の方向を検討したいと考えてございます。以上御報告申し上げます。

議案5 体育実技研修会実施報告：斉藤常務理事

先ず、保育園、幼稚園の部ですが、8月6日に、日本女子大学附属豊明小学校で行われました。

怪我をしやすい園児がどこにいるのか園庭を注目しなさいというようなお話から、講義と実技、指導と安全についてを中心に実技研修会が行われました。遠くは石川県、新潟県からの参加もありまして、合計で50数名の出席がございました。小学校の実技研修会は、東京以外からの参加者を優先的に受け付けようということで、青森、兵庫ほか、21名の東京以外の参加者がございました。116名の参加でございます。ボールゲーム、基本の運動、体づくり運動と7月の30、31日の二日間でございますけれども、有意義な実技研修会が行われました。中学校、高等学校の部は、東京都立第三商業高等学校で、アルティメットの指導法、実技研修を実施致しました。昨年度100名近い参加がございましたが、総数では40数名と昨年度よりもかなり参加者が少なくなりました。来年度の中学校・高等学校の実技研修会は、フラッグフットボールということで、計画して

おります。

議案 6 学体連の事務手続き、情報伝達の電子化推進の状況について：古川常務理事

資料 5 を御覧下さい。19年度の事業計画案として、事務局機能の強化と効率化という方針の下、事務処理の効率化の為に IT 化を進めてまいりました。まず、①にお示ししましたように、ホームページの方に今回、会報、並びに、全国大会開催情報等を掲載してございます。新着情報というところに、更新した情報について、記載させて頂きました。また、ホームページの内容として、全国学校体育研究最優秀校（文部科学大臣賞）の表彰に関しましては学校名を掲載致しました。優良校、功労者に関しましては、受賞数を掲載致しました。また、ホームページは平成16年度の7月に開設致しましたが、当時、50周年記念誌を元にしたデータが主な内容でございましたため、更新中でございます。その中に、サイトマップ・更新履歴・リンク・問い合わせ等の設置も含めて行っております。まだ、若干、不具合のところもあり、現在調整中ですが、随時、更新を進めてまいります。

ホームページのリンクは、現在、体育科教育学会とリンクを張ることができておりますが、今後、文科省や、学校体育関係団体とのリンクも予定してございます。

②です。事務手続きの電子化の進捗状況についてですが、現在学体連のメールアドレスは、ビッグロープのドメインを使う形で、運用しておりますが、今後は、その右側に示しましたような、office@gakutairen.jp、このメールアドレスへの変更を予定してございます。一遍に切り替えが困難ですので、しばらく併用する形で運営の方を致したいと思っております。変更完了時には、4月当初に、各都道府県から提出頂きました代表事務局の連絡先アドレスを通して、さまざまな御案内等を差し上げたいと思っております。

二つ目の【学体連ニュース（仮称）】についてですが、現在、県の代表メールアドレスは、5県を除きまして、42県の方からお知らせ頂いておりますので、そちらのアドレスを今後利用してメールを送らせて頂きたいと考えております。また、配信用メールアドレス、これも案ということで、御理解頂きたいと思っております。今後、メーリング・リストを作成して配信する構想も今検討中でございますので、そのことに関しましても、メールで御案内を差し上げたいと思っております。資料の方には記載してございませんが、各都道府県支部専用のページといったこ

とも考えております。セキュリティの関係もございまして、会員番号とパスワードを入力し、ログインでアクセスして頂いて、必要な情報を御利用頂けるような方法も検討中でございます。以上です。

議案 7 平成19年度予算収支状況：後藤理事長

予算収支の状況について御報告申し上げます。収支の状況は予算欄にお示し致しました通り、第一回理事評議員会の際に示したとおり、処理執行されました事を御報告申し上げます。なお、支部分担金につきましては、未納の県が若干ございまして、納入をお願いしてまいります。協賛会費の収入の状況ですが、これもほぼ予算にお示しした通り頂いており、感謝しています。更に協賛金が頂けますよう、会長共々行脚をしてまいります。流用資産の運用方法につきましては、御承知のように金利がたいへん低い時代ですので定期預金をもう少し利息効果のある方法にこのほど切り替えまして、その生きが予算案に示した額よりやや上回って得ることができました。

特別賛助会員紹介

休憩

議案 8 次期開催権準備状況について

岩手県学校体育研究協議会の理事長、山本繁です。

第47回全国学校体育研究大会岩手大会では、岩手の、「い・わ・て」をとりまして、「いきる・わかる・できる」とのテーマを掲げました。生涯スポーツの基礎を培う確かな力を育てる授業の創造を目指します。期日は平成20年来年10月30・31日です。

東北は寒いため、ちょうど紅葉シーズンですが、例年より2週間ほど早めになりますので、宜しくお願い致します。では、パンフの裏面を説明します。有名な一本桜が、どこにあるかは、岩手県に来ればわかりますが、小岩井農場にあります。来年は分科会が幼稚園が岩手大学教育学部幼稚園。小学校が盛岡市内の4校、仁王小学校、緑が丘小学校、北厨川小学校、附属小学校。中学校が3校、下小路中学校、大宮中学校、附属中学校。高校が2校、盛岡第一高等学校、盛岡南高等学校。特別支援学校がみたけ養護学校となっております。

現在、「いきる・わかる・できる」を研究テーマにしながら授業を検討しているところであります。

特に来年は、指導要領が変わって1年目という風になると思いますので、どのような授業が望ましい授業なのか、ある程度岩手県では自信を持って提案できるように研究を進めたいところです。

日程は、開会式・表彰式・基調報告・昼食をはさ

みまして、特別公演・解説・シンポジウムを予定しております。分科会は、11会場で行いますが、交通の便の悪い学校もありますので、駅からバス便を出すことを考えております。宜しくお願い致します。

〈拍手〉

議案 9 ブロック会議、情報提供と交換

(1) 情報提供：高橋副会長

テーマ：「学習指導要領改訂の方向と県教委・学校の課題」 内容省略

(2) 今後の理事・評議員の選任と全国大会開催地選定に関わるブロック編成方法について(審議事項)：岡出副理事長

提案事項は2つあります。1つは理事・評議員の選任の仕方。第2は、大会の運営の仕方です。これらの前提になることとして、公益法人法改正に伴い、組織をどのように作っていくのかということが新たに加われました。本日は、来年度の11月の末までのところの体制をどのようにしていくかということに限定して提案させて頂きたいと思います。

公益法人のことに関わりましては、来年度5月の理事・評議員会までの間に、少し皆さんとのやりとりをさせて頂きながら、たたき台をつくり、またさらに御意見を聞いて、10月の岩手での理事・評議員会で、法改正後の運営体制の成案が得られるように進めていきたいと思っています。

資料6-2に別表1がございます。6-3が過去の理事の選出県の一覧でございます。これを踏まえて、地区単位で示した理事定数、大会の開催県について、基本的には輪番制という形にしたいということと同時に、その輪番に関わっては以下にあげるルールで示させて頂きたいと思います。まず、「大会開催県の評議員を3年前から理事とする。」と、この理由は、現行ルールで言いますと、大会開催地については3年前から補助金提供され、なおかつ、本部の方で、プレ大会、プレプレ大会については支援事業をしていくと。具体的には講師派遣等もしながら、サポートするというかたちになっております。そのことをふまえてみますと、3年前から理事に入って頂き、本大会に向けて動けるような形をとっていききたいということで、大会の開催県に関しましては、3年前から理事という形で組み込みたい。で、逆に言いますと、他のはそこをどのように運営するのかと。現在、東部地区、中部地区、西部地区、またその下が細かく6つに分かれているんですけども、他の枠を次の原則という形にしたいということです。大会開催したところにつきましては輪番制の最後ということになりますし、輪番による理

事の任期は1年として、できるだけ多くの県から理事が選出されるようにしたいというふうに考えています。具体的には、東部地区につきましては北海道1、東北地区1、関東地区5名という形で、東北地区につきましては、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の順の輪番。関東は東京1、神奈川1とし、他の3名につきましては、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨の順の輪番にしたいと。中部地区につきましては、すみません、北陸地区を北信越というふうに直します。北信越地区1、東海地区1、近畿地区4。北信越地区につきましては、長野、新潟、富山、石川、福井の順の輪番。東海につきましては、岐阜、静岡、愛知、三重の順の輪番。近畿は、大阪、兵庫で各1、他の2を滋賀、京都、奈良、和歌山の順の輪番。西部地区につきましては、中国は鳥取、島根、岡山、広島、山口の順の輪番。四国は徳島、香川、愛媛、高知の順の輪番。九州は、福岡を1とし、他の2名を佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の順の輪番と。このように考えております。皆さんから御意見を頂き、来年の5月には新しい体制ということで、理事の選任につきましては、このルールを適用するような形に提案させて頂きたいと思います。御意見頂ければと思います。

議長

ただいまの説明に御質問等はありませんか。特に無ければ、御審議お願い致します。特にございませんようでしたので承認の拍手をお願いします。

〈拍手〉

先ず評議員の方、拍手をお願いします。

〈拍手〉

理事の方、お願いします。

〈拍手〉

ありがとうございました。

(3) 今後の全国大会開催地の選定について(審議事項)：岡出副理事長

資料6-4を御覧ください。

本案につきましては、平成19年5月に1度皆さんに御意見を頂き、その後原案を回して御意見を頂き、今回提案させて頂く形をとっております。本案作成以降も、御意見を頂いております。例えば、「2巡目からは単独開催方式を見直してはどうか」という御意見がございます。また、「全ての県が開催してから、新ルールを提起すべきではないか、それならば事務局案に賛成」という御意見も出ております。これに関わりましては、6-6を見て頂きますと、経過がはっきりすると思います。現状の開催

方法につきましては、開催基準要項がありまして、それに従い開催することに過去からルールが明示はされてきたのですが、実際にはそのようにはなっていないと思います。

実は、今回このような提案をさせていただきますのも、基本的にルールが設定されている以上、できるだけルールに基づくようにしたいということが提案の発端です。確かに、複数回開催している県もございますし、まだ開催していない県もございます。これまで、各都道府県の実情に応じて、調整しながら今回に至っているのが現状ですが、各都道府県の実情も勘案しながら、各ブロックが順番に回っていくような方式に持っていきたいと考えております。それは、日本全国で学校体育の授業を受ける子どもたちがどの地域に行っても、良質な授業が受けられる状態に出来るだけ持っていきたい。そのためにはこの研究大会の開催県が順次回っていきますと、プレ大会まで入れますと1年間で少なくとも3県が活動する状態になるわけです。これは10年経つとかなりの県で一定の拠点校が出来たり、力量を持った先生が育っていく礎となると期待できるわけです。いろいろな県で大会が開催できるようにするのが望ましいと考えます。このような前提でいきますと、「提案の2」という形で入れさせて頂いています。この順番通りに回されるとなかなか辛いというお話は既に出ていますので、そのことについてはもう一度検討して頂きたいと思いますが、原則としてはこのようにしていきたいということです。まず、現状の開催基準要項に従いまして、東部地区、中部地区、西部地区というこの順番で開催ができるようにしたい。各地区の中での順番につきましては、資料6-5に表があります。まず、東部地区ですが、北海道が既に平成24年度の大会を引き受けて頂いておりますので、当面、間を置き、東北、関東の順で開催して頂く案です。

先ず、前回開催が最も早期の福島県から始まり、以降、山形、宮城、秋田、青森、岩手の順。関東の場合は、千葉、東京、埼玉、群馬、神奈川、山梨、茨城、栃木の順。東北、関東が終了した時点で北海道とすると、中部地区は、(以下資料参照、中略)。この順に抛りがたい事情がある場合は、ブロックの中で調整をして頂く含みを残しておくとしても、原則として、このような輪番制で且つ、東部、中部、西部というような順番をルール化する提案でございます。

議長

ただいま御提案がありました。審議に入ります。

す。

まず、質問ございますか。なければ御意見ございますでしょうか。

兵庫県

兵庫県ですが、6-6の欄外の地区の表記の説明がなかったように思われるんですが。

岡出

申し訳ありません。これ、直します。先のブロック編成案に示したブロック案に従う形になります。北海道、東北、関東というのが東部になりますし、中部につきましては、北信越、東海、近畿の3つに分けるという形になります。有難うございました。

兵庫県

輪番制についてはなんら異議ないんですけども、これまで未開催の地区のことと、ブロック内の順番はブロックで検討してよいというお話ですので、その時間を頂きたいと。加えて、審議する議案書に誤記が多いところから、継続審議ということをお願いしたいと。今ここで決めて頂きたいと思っております。

秋田県

秋田の小山と申します。輪番制の件ですが、たとえば東部地区の関東の場合、9県で輪番ですので、9回に1回来ますが、四国みたいに4県で当番すると非常に差がありすぎると思いますが、この辺はどのように図られるのでしょうか。

岡出

たぶん、今出たようなお話はあるかなと思っております。まず、今の件について先にお答えします。例えば、西部地区でいえば中国、四国、九州という3つの回しの中でのもうひとつ下の回しということになりますよね。四年に一回回ってくるわけではなく、一回やってしまうと次に回ってくるまでにはかなり先の話になってきます。そういう意味では、今言われた違いというのは、吸収できると思います。

愛媛県

愛媛の増田ですが、同じ西部地区でも、四国と九州では、倍・半分というような県の数になると思います。同じように先ほどお答え頂いたところですね。東・中・西の中でも、かなり間隔があいて回ってくるというところもありますが、そのところはどのようにお考えでしょうか。

議長

平成24年まではもう既に予定が入っているわけがあります。ですからあと、5年くらいは、ゆとりがあります。その次をいま審議しているということに

なります。

岡出

資料 6-6 を見て頂きたいと思います。25 年度が西部、26 年が中部、27 年が東部というふうに入れさせて頂いています。大会の開催につきましては、5 年前に確定することになっております。そのルールで行きますと、来年の 5 月の理事・評議員会では、どこの県が 25 年度開催か決定していく必要があります。なので、西部地区・中部地区・東部地区という順番、まずこのぐらゐを了解して頂ければ、地区内の順番は、時間的な余裕があると思います。

他方、西部地区といった場合に、どこの県が引き受けるかにつきましては、ここで、方向を出して頂かないと、本部としては、どことお話をしていくのかも掘めませんので話を詰めて頂きたい思います。それでは一度ブロックに分かれて頂いて、この方針等について御意見等を少し交流して頂いて、その後、25 年度以降について了解して頂ければ、西部の場合は、25 年度のところについて、おおよその目安を今日お話しして頂けるようお願い致します。

兵庫県

西部の中で 4 県開催されていない中で、25 年度に西部が開催しても、未開催の 4 県のうちの 1 県です。4 県とも開催は難しいとしても、せめて 2 県開催した後に輪番制にできるのではないかと思います。

岡出

西部地区のところで未開催県が多いということについては、私たちも了解しておりますし、配慮する必要があることについても、全く頭になかったわけではございません。他方で、今まで決めていたルールが動いていないということもありまして、できるだけそちらの方向に戻していきたいということがありましたので、今回の提案のようになっていると、それからいま御指摘があったところについて、改めて検討はさせて頂きたいと思います。

議長

修正意見という形で処理する可能性が出てきます。東部・中部・西部県の数を考えてみますと、東部が 15 県、中部が 15 県、西部が 17 県そんな具合でいたい県数はこの 3 つの枠で平均してる。この全体枠では不公平は生じないかと。この 3 つの枠については御承認いただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。3 つの枠について御承認頂けるようでしたら、その枠に限って、拍手を頂きたいと思いますが。(拍手)

ありがとうございました。それでは、東部・中部・西部という分け方については御承認頂きました。

議長

25 年度がさしあたり、問題になっております。西部 25 年度開催、ここまです承認頂いておいて、で、もうひとつの提案、ブロック会議を開くということですが、この二つの提案であります、まず西部の 25 年度開催について、お認め頂けるようでしたら、拍手をお願い致します。(拍手)

ありがとうございました。

続いて、ブロックに分かれて話し合いをする必要があるとお認めでしたら、拍手をください。(パラパラ拍手)

岡出

各都道府県の事情は、お互い情報交換をしないと直接見えないというところがあると思いますので、一度、東部地区・中部地区・西部地区少し席を入れ替えて頂いて、いまの件につきまして御相談頂きたいと思います。課題は 2 点あると思うのです。1 点目が、西部で続けていくということに対して、2 点目は、各ブロック内の回し方についての情報交換ということかと思います。それで宜しいでしょうか。

議長

では、特に 2 番目の課題についてどのようなシステムをつくりあげるか、各ブロックに分かれて意見交換をして頂いて、あとで御意見を頂戴致します。

ブロック会議

議長

ブロック会議の報告を受けたいと思います。

東部地区代表

東北と関東が終わったら北海道という流れを原則とするということと、東北 6 件ですが、関東 8 という事なので、関東から 1 件、東北のグループの仲間に入って、7、7 という事で平等に大会の輪番が引けるということで話し合いがまとまりました。

中部地区代表

中部は 3 つの地区が集まってきておりません。近畿が 6 県で東海が 4 件、そこに課題があるのではないかと。近畿で課題が出て、東海 4 件が終わったあと、近畿 1 県がいま東部の地区でお話しがあったように、東海のあと近畿が一つ入って順番を回すという話になっておりますが、北信越の了解をとっておりません。

西部地区代表

[中国地方]

中国地区ですけれど、3 県しか来ておりません。未開催県が 4 県あると、その解消を図った上で、

ルール適用をすると、他県の皆様方には納得頂けることができるか。中国の中では、広島・山口と未開催県ですので、順番としてはその流れで。ただ、どこへ連絡を取っていいかわからないのが広島・山口だと言われておりますので、これをうまく伝達するには時間がかかると思います。

〔四国地区〕

4県なんですけれども、開催につきましては、運営能力というか、非常に厳しい部分もあるのは事実です。愛媛におきましても、まだ未開催ですけれども、県の組織が、しっかりとしたものがありませんで、2年ずつの輪番で担当してもらってるという状況です。ですから、早速の開催というのが難しいといった状況にあります。西部地区のローテーションに関して、希望するとすれば中国・四国・九州の県の数が違いますので、中国と四国が開催の間に九州に入って頂くローテーションを組んで頂ければと思います。開催していない県として、本県の実情としましては、この25年度から28年度あたりは、開催については非常に困難で、できればその後にして頂きたいと意見を事前に書かせてもらっています。

〔九州地区〕

九州は基本的にこの提案で賛成という事です。

ただ、佐賀さんがまだ開催されていけませんので、佐賀県のあと順番というのは九州で決めていきたいということです。

議長

ブロック編成につきましては、1ブロック5県ぐらいにして、地理的なものにあまりこだわらないで、数でブロック化していく方向も出てきたように思います。そんなことで将来の輪番をまわすというような方向で通していくということで、この議案については結論はこれ以上は出さない。継続審議とすることで如何ですか。

岡出

ありがとうございました。いま話し合って頂いたこと、あるいは、全体で上がっていなくても、一度本部の方に戻して頂ければ、それを踏まえて次の改定案を作成し、再検討して頂く案をお送りして来年5月に再提案できるように致します。

議長

只今、継続審議の計画が述べられましたが、御承認頂けますでしょうか拍手で。〈拍手〉

25回大会は、西部地区ということについては先ほど御了解頂きましたので、特に西部地区の皆さんには、改めて交渉をさせて頂くことになるかと思えます。西部地区の方には、今日、参加されてない理

事評議員の方にもお伝え願いたいと思います。あるいは、未開催県に少しプッシュをして頂ければと思います。以上、全体として御承認頂けましたら、拍手をお願いします。〈拍手〉ありがとうございました。

本件、評議員会理事会ともに通ったとさせていただきます。

大阪府

大阪理事の中田でございます。この会で、ちょっと申し上げたいというか、ぜひ本部の方で考え頂きたいことがございます。議事5番と7番につきまして、口頭でお話になりました。次回から資料提供をお願いしたい。

司会

御意見として頂戴を致しました。なお、補足させていただきますと、例年、年度末に事業報告において詳しく御報告はさせて頂いております。今年度はそれに先立ち中途報告をさせていただきます。

閉会の言葉：後藤理事長

たいへん、長時間にわたり、熱心に御審議を賜りまして誠にありがとうございました。先ず、各県があつて、学体連があります。そして、ブロックがあり各学校があつての学体連だと思えます。

只今、皆さんに熱心に御審議頂き、宿題となったことを改めて御提案をさせていただきます。

また、公益法人の制度改正に伴いまして、今後学体連の中心となるべき最高議決機関は評議員会になります。学体連は、皆さんの御理解・御指導の下に成り立つものと改めて感じた次第でございます。

大事な御審議を頂きました。以上を持ちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

〈拍手〉

司会

事務連絡を2点申し上げます。この会が終了致しましたら、京都・岩手県・島根県・福岡県・長野県そして北海道開催県都市、全国大会開催県都市の打ち合わせを「おしどりの間」で打ち合わせをさせていただきます。

2点目です。レセプションを6時から予定してございます。会場は「さくらの間」でございます。

6時までの間に時間がございます。控え室を準備してございます。出口の右斜め前に「ほりかわの間」がございます。控え室として御利用いただければと思います。

第二回の理事評議員会及び、代表者会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

〈拍手〉

Gakutairen 本部だより

平成19年度 常務理事会の議事摘要

常務理事 古川 浩洋

平成19年度の常務理事会の議事摘要は、以下の通りです。

1901回常務理事会 (H19. 4. 27 金)

- 京都、岩手、島根、福岡、長野大会について準備状況の報告
- 栃木大会収支決算書修正案について
- 18年度事業報告・決算、19年度事業計画・予算案について審議
- 会報第44号の進捗状況について
- 第1回理事・評議員会の議題について審議
- 企業賛助会員制度の見直し(第7案)審議
- 文科省業務委託について

1902回常務理事会 (H19. 5. 20 日)

- 19年度事業計画・予算案(第2次)について審議
- 第1回理事・評議員会の議題の最終確認
- 京都大会開催要項(案)について
- 栃木大会収支決算書修正案(再)について
- 会報第44号の発刊と配付

1903回常務理事会 (H19. 6. 15 金)

- 第1回理事・評議員会の反省について
- 流動資産の運用について了承
- 19年度事業の執行担当者の確認
- 京都大会のレセプションと商品展示について確認
- 栃木大会収支決算書修正案(再々)について

1904回常務理事会 (H19. 7. 28 土)

- 流動資産の運用について契約完了の報告
- 中央審査会、最優秀校(文科大臣賞)審査会の審査基準と分担確認および推薦状況の報告
- 京都大会の表敬訪問について報告
- 岩手大会の文科省との打ち合わせについて報告
- 実技研修会での本部挨拶の担当の決定
- 文科省業務委託の進捗状況の報告

1905回常務理事会 (H19. 9. 11 火)

- 事務局用のIT機器購入とネットワーク化工事について報告
- 事業費の収支状況の経過報告
- 第2回理事・評議員会の議題、ブロック会議、近年度開催県打合せについて協議
- 京都大会の特別講演講師の変更、表彰式、レセプションについて
- 研究紀要、研究資料集への広告掲載について
- 岩手大会の文科省との打ち合わせについて報告
- 研究助成事業の応募状況と審査について
- 文科省委託事業「運動部活動の在り方に関する調査研究(仮称)」について報告
- 最優秀校(文科大臣賞)審査の課題について協議

1906回常務理事会 (H19. 10. 19 金)

- 研究助成審査の結果報告と決定
 - ▶研究助成Aが3校、同Bが1校
- 京都大会の準備状況と表彰式での呼名および分科会挨拶担当の決定
- 第2回理事・評議員会議題および開催県打合会の担当者等を決定

1907回常務理事会 (H19. 11. 2 金)

- 京都大会の準備状況について
 - ▶特別講演講師の変更後の確認
 - ▶レセプションの主催者変更について協議
 - ▶賛助会員以外の商品展示の取り扱いについて
 - ▶受賞者の大会参加費、資料集代金の徴収について
- 文科省委託事業に対応する「運動部活動に関する調査研究特別委員会(仮称)」の設置と委員選出
- 最優秀校(文科大臣賞)審査の観点等の見直し案について協議

1908回常務理事会 (H19. 12. 20 木)

- 京都大会の反省について
- 岩手、島根、福岡、長野大会の準備状況の報告
- 全国大会開催方法(案)について開催地の決定方法を協議
- 最優秀校(文科大臣賞)審査の観点の見直し(第2次案)について協議
- 新公益法人資格取得への対応について
- 20年度実技研修会の計画について各部より報告
- 会報第45号編集の第1案について
- 運動部活動の在り方に関する調査研究(仮称)の21年度までの予定を報告

1909回常務理事会 (H20. 1. 18 金)

- 新公益法人資格取得への対応について
 - ▶公認会計士より公益法人制度改革の概要説明
 - ▶財務と組織の課題と今後のスケジュール案の説明
- 全国大会開催方法(第2案)について開催候補県の状況確認
- 会報第45号編集案の説明と用紙サイズB5版を決定
- 最優秀校(文科大臣賞)審査の観点の見直し(第3次案)について了承

1910回常務理事会 (H20. 2. 15 金)

- 新公益法人資格取得への対応について
 - ▶会長提案により今後の法人移行についての事務推進に理事長があたり常務理事会で承認を受けることを了承
- 全国大会開催方法(第3案)について25年度開催候補県の状況確認と対応協議
- 島根大会開催要項第1次案の報告
- 実技研修会の小学校、中・高校の部の開催要項案の報告

1911回常務理事会 (H20. 3. 21 金)

- 20年度事業計画・当初予算案、19年度決算報告について
- 20年度第1回理事・評議員会の議題案について
- 新公益法人資格取得への対応について進捗状況の報告
- 全国大会開催方法(第4案)について25年度開催候補県の状況確認と対応を再協議
- 会報第45号編集の進捗状況の報告
- 実技研修会の幼稚園の部の開催要項案の報告

第47回全国学校体育研究大会岩手大会

開 催 要 項

1 研究主題

「いきる、わかる、できる」

生涯スポーツの基礎を培う、確かな力を育てる授業の創造

——すべての子どもに、体育・スポーツの真の楽しさと確かな運動技能を——

2 期 日

平成20年10月30日(木)・31日(金)

3 会 場

- 【第1日目】 岩手県民会館
盛岡市内丸13番1号
- 【第2日目】 岩手県内11会場
- 第1分科会 岩手大学教育学部附属幼稚園
第2分科会 盛岡市立仁王小学校
第3分科会 盛岡市立緑が丘小学校
第4分科会 盛岡市立北厨川小学校
第5分科会 岩手大学教育学部附属小学校
第6分科会 盛岡市立下小路中学校
第7分科会 盛岡市立大宮中学校
第8分科会 岩手大学教育学部附属中学校
第9分科会 岩手県立盛岡第一高等学校
第10分科会 岩手県立盛岡南高等学校
第11分科会 岩手県立みたち養護学校

4 参加対象者

- (1) 全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、
特別支援学校の教員並びに保健体育行政関係者
- (2) 社会体育等の指導者及び大学等の研究者
- (3) 一般参加者

5 内 容

(1) 全 体 会 (第1日)

- ア 開会式
イ 表彰式
ウ 基調報告
エ 特別講演 東京大学大学院教授 柳原 大
オ 解説 文部科学省 教科調査官 佐藤 豊
カ シンポジウム
コーディネーター 同志社大学教授 渡邊 彰

(2) 分 科 会 (第2日)

- ア 公開授業・保育
イ 研究発表・研究協議
ウ 指導・講評
エ 閉会式

6 日 程 (下記参照)

7 参 加 費 5,000円

8 連 絡 先

岩手大会実行委員会事務局
盛岡市立大慈寺小学校
〒020-0828 盛岡市大慈寺町6-47
電 話 019-623-6231
FAX 019-623-6232

日 程 表

(1) 第1日目 (全体会)

9:30	10:00	10:20	11:20	12:00	13:00	14:20	15:10	17:00
10月30日	受付	開会式	表彰式	基調報告	昼 食	特別講演	解 説	シンポジウム

(2) 第2日目 (公開授業・分科会)

9:00	9:30	12:00	13:00	15:00
10月31日	受付	公開授業・保育	昼 食	研究発表・研究協議 指導講評 閉会式

- (注) 1 第2日(分科会)の日程は、会場により多少の違いがあります。
2 (財)日本学校体育研究連合会理事・評議員、都道府県代表者会議は10月29日(水)14時から実施します。

平成20年度 全国学校体育実技研修会開催要項

幼稚園・保育園の部

- (1)期日 平成20年7月30日(水) 4000円(学生2000円・資料代含む)
- (2)会場 日本女子大学附属豊明小学校体育館 (JR山手線目白駅下車15分、地下鉄有楽町線・護国寺駅、徒歩10分)
- (3)内容・講師 「幼児の運動と子育て支援」
東京学芸大学名誉教授 近藤 充夫先生
日本女子大学教授 岩崎 洋子先生
鶴見大学短期大学部准教授 朴 淳香先生
東京学芸大学准教授 吉田伊津美先生
- (4)参加費
- (5)定員 80名
- (6)申込・問い合わせ先 日本学校体育研究連合会事務局 三浦美知子宛
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
国立オリンピック記念青少年総合センター内
TEL 03 3465 3954 FAX 03 3465 7464
- (7)参加費振込先 口座名義 (財)日本学校体育研究連合会事務局
口座番号 00130-2-563814
※郵便局備え付けの振り替え用紙にて、事前にお振込みください。

小学校の部

- (1)期日 平成20年7月31日(木)～8月1日(金) FFAJ事務局次長 小川 昭彦先生
8月1日(金)
- (2)会場 千代田区立昌平小学校 (JR山手線・秋葉原駅徒歩7分、JR中央線・御茶ノ水駅徒歩10分、地下鉄銀座線・末広町駅徒歩5分)
〒191-0021 東京都千代田区外神田3-4-7
TEL 03-3251-0448 FAX 03-5256-6703
- (3)内容・講師 7月31日(木)
体づくり運動 福島大学教授 森 知高先生
ゲーム「フラグフットボール」
日本体育大学大学院教授 高橋 健夫先生
筑波大学准教授 松元 剛先生
- (4)参加費 3000円(資料代含む)
- (5)定員 100名
- (6)申込・問い合わせ先 品川区立御殿山小学校校長 古澤 昇
FAX 03-3441-0748 TEL 03-3441-0674
※ファクスにてお申し込みください。
先着100名で締め切ります。

中学校・高等学校の部

- (1)期日 平成20年7月28日(月) 実技 全日本フラグフットボール協会
小川 昭彦先生
- (2)会場 世田谷区立北沢中学校体育館および格技室 (小田急線・下北沢駅徒歩15分、京王線・笹塚駅徒歩7分)
- (3)内容・講師 「フラグフットボール」
講義 筑波大学准教授 岡出 美則先生
- (4)定員 100名
- (5)申込・問い合わせ先 町田市立本町田中学校校長 依光 志法
FAX 042-721-4318 TEL 042-723-3662
※ファクスにてお申し込みください。

最優秀校（文部科学大臣賞）審査の観点の見直しについて

常務理事 本 村 清 人

これまで、文部科学大臣賞としての最優秀校の審査の観点については、下記の（参考）に示したように、5項目7つの観点でそれぞれ4段階の評価を行ってきたところである。

しかし、中学校や高等学校等の応募が少ないのが実態である。そこで、その研究活動の充実に資することをかねて審査の観点を見直すことにしたのである。合わせて、審査の観点の整理も行った。以下、要点を示す。

1 審査の観点の見直しの趣旨について

- ① 幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の掘り起こしのために、審査の際、その特性を生かすことができるようにする。
- ② 幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校にそれぞれ枠を設けることも考えられるが、研究内容等で文部科学大臣賞にふさわしいかが問われることもあり得る。したがって、校種ごとのバランスを考慮して総合的に判断をすることとする。

2 審査の観点の見直し

「最優秀校研究報告書」について、以下の3つの観点で4または7段階による評価を行う。もとより、すべての校種にわたって下記の観点による評価を行うが、中でも幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、②の＊印に留意して評価を行う。

①研究課題（4段階による評価）

学校・地域の実態

幼児・児童・生徒の実態

今日的な課題の追究（改訂学習指導要領、指導と評価、基礎・基本の習得、体力問題など）

②研究内容・方法（7段階による評価）

特色ある実践的な研究、あるいは示唆に富む
研究内容

（授業づくりの基本的な考え方、学習内容の明確化、学習の道筋、指導法の改善・充実、教材開発、用具の改善・工夫など）

＊幼稚園にあっては、生活全般から運動をとらえた実践的研究

＊中・高校にあっては、運動部活動との関連を図った実践的研究

＊特別支援学校にあっては、障害の程度に応じた実践的研究

③研究結果（4段階による評価）

理論と実践のまとめ、統計的な成果など

〈以上の観点についてさらに、提出された「研究紀要等の印刷物や資料等」、幼稚園においては報告書等で確認する。〉

（参考）現行の審査の観点、以下の5項目7つの観点でそれぞれ4段階の評価を行っている。

1 研究の継続性①

2 課題性（②現代性、③独創性、④発展性）

e x 学習指導要領に即しているか、指導と評価の一体化、特色ある研究・実践、体力向上、教員の資質向上など

3 組織性⑤

e x 研究内容に即した組織の立ち上げ、他教科等との連携や横断、年間指導計画の作成など

4 連携性⑥

e x 家庭や地域との連携、総合型地域スポーツクラブ構想に触れる視野など

5 成果とその表現⑦

e x 研究の成果（数値）、研究紀要等の工夫ある作成など

学体連ホームページのご案内と E-mailの活用促進について(お願い)

常務理事 古川 浩洋

1. 学体連ホームページについて(ご案内)

すでにご案内の通り、学体連ホームページ(H P)は、平成16年7月に開設されました。これからは、全国大会・ブレ大会の開催や研究助成申請の案内をはじめ、コンテンツの充実を図って参ります。

また、今後は学体連本部からの通知や案内も、H P上からダウンロードして利用することが可能なように整備を進めて参りますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2. 電子メール(E-mail)の活用促進について(お願い)

これまで学体連本部と都道府県支部との文書等のや

り取りは、紙面にておこなって参りましたが、各支部との連絡及び事務処理の効率化・透明化を図るため、これまで以上にE-mailを積極的に活用していくこととなりました。

つきましては「平成20年度メール受信体制及びメールアドレスについての調査」をおこない、それにもとづき、各支部事務局の代表連絡先E-mailアドレスに対して、本部事務局より通知や必要に応じて書類等を添付ファイルで送信いたしますので、支部で提出書類を作成の上、できるだけE-mailにて返信されますようご協力ください。

なお、学体連H Pアドレスと学体連事務局E-mailアドレスは以下の通りです。

学体連H Pアドレス：<http://www.gakutairen.jp/>

学体連事務局E-mailアドレス：gakutairen@msb.biglobe.ne.jp

Gakutairen 事務局だより

事務局からのお願い

1 書類等の提出

年度初めの書類は、前年度の事務局ならびに県教育委員会・主管課長宛に送付いたしますので、担当者の変更があった場合には、新事務局に連絡・転送等をお願いします。

報告書等は、提出期日を守ってご提出ください。郵送、ファックス、メールへの添付いずれの方法でも構いません。

提出書類のフォーマットを希望される場合には、件名にその旨を明記して、学体連宛にメールをお送りください(セキュリティの関係上、要件が明確でないメールは削除していますので、ご注意ください)。折り返しファイルを送信いたします。万が一、お願いした期日までに提出できない場合には、お手数ですが、必ず事務局までご連絡ください。

なお、年度途中で、会長・事務局等が変わられた場合には、速やかにお知らせください。

2 分担金等の納入方法

①分担金

②全国学校体育研究大会紀要(20年度岩手大会)の申し込み

③全国学校体育実技研修会(幼稚園・保育園の部)の申し込み

④50周年記念誌の申し込み

⑤個人賛助会費

以上に関しては、すべて郵便振替でお願いいたします。

口座番号 東京 00130-2-563814

口座名義 (財)日本学校体育研究連合会事務局

3 特別賛助会員団体会費の納入方法

特別賛助会費は、銀行振込でお願いいたします。

振込宛先 三菱東京U F J銀行 新宿中央支店

普通口座 5230569

口座名義

(財)日本学校体育研究連合会 会長 片岡晩夫

4 事務局開局日時

事務局は、火曜・木曜・金曜日の12時から17時まで開局しております。お問い合わせ等はこの時間帯をお願いいたします。

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

国立オリンピック記念青少年総合センター内

TEL 03-3465-3954

Fax 03-3465-7464

Eメール gakutairen@msb.biglobe.ne.jp

事務局が留守の場合には、留守番電話に用件・ご連絡先等を録音していただくか、ファックス・メールにてご用件をお知らせください。折り返しご連絡いたします。

個人賛助会員一覧

【平成19年度 賛助会員】

(敬称略)

北海道	塩崎 設男	群馬	中島 信男	東京	菅原 健次	京都	西村 耕治	熊本	吉永 順一
//	工藤 勉	埼玉	小室 駿一郎	//	中村 勉	奈良	杉田 要三	長崎	上口 誓英
//	榎本 真知子	//	池田 克生	長野	中澤 和利	和歌山	山口 裕市	鹿児島	地頭方 みよ子
岩手	佐々木 正春	//	山口 秀之助	新潟	坂井 和之	広島	中尾 保次	//	鯨坂 政弘
//	佐々木 悦子	千葉	久保 浩二	//	富阪 一長	徳島	布川 勝彦	//	長井 忠道
秋田	佐々木 信吉	//	渡邊 文雄	富山	中沖 克美	愛媛	中川 治彦	沖縄	仲松 鈴子
山形	五十嵐 義昌	//	山口 茂	静岡	齊藤 直樹	//	横井 明廣		
茨城	梅澤 義昭	//	大森 俊郎	//	谷野 協司	福岡	図師 靖範		
//	佐藤 哲夫	//	山崎 晶司	愛知	名取 通明	佐賀	古賀 和彦		
栃木	豊田 充	石川	岡山 勝信	三重	榎谷 英一	//	吉武 幾二郎		

(財)日本学校体育研究連合会を通じて

「健康で明るい未来社会」をめざす 学体振



(財)学体連を支援し「スポーツ教育」を
ともに学ぶ企業集団です。

【事業内容】

- ① 「スポーツ教育」のシンクタンク設立
- ② 全国大会開催地への支援

日本学校体育振興会

会 長 児島(株) 山本祐人

監 事 (株)学習研究社

事務局 大阪府門真市末広町40-5 (株)シューズ・アカデミック内

岡山県倉敷市児島小川2-4-60

東京都大田区仲池上1-17-15

新しい体育評価として

Super Sports
MVP2000

「メディアポートフォーリオ」を提案します。

※マルチメディアなポートフォーリオ評価の活用性と実用化を目指して有効的なソフトウェアの開発を埼玉大学教育学部と産学官共同研究しています。



- ・映像を学習者同士で相互撮影
- ↓
- ・学習者別にDB化
- ↓
- ・自己評価・他者評価・相互評価
- ↓
- ・説明責任（アカウンタビリティ）

これからの体育指導に「MVP2000アカデミー」

※ 効果的な体育指導の教材としてあらゆるスポーツシーンで活用可能
バイオメカニクスのノウハウをより簡単に体育・スポーツの現場で活用出来るソフトウェアの開発を筑波大学体育学系と東京都認可事業として行いました。

日本ナレッジ株式会社

〒111-0042 東京都台東区寿3-19-5 JSビル9F

URL: <http://www.know-net.co.jp>

TEL03-3845-4781 FAX03-3845-4787

【新体力テスト集計・分析システム】

(文科省発表新体力テスト準拠)

SPORTS TEST

体力づくりをめざして

- 個人カードはカット済
- 部活顧問用資料を充実
- 測定実施の完全バックアップ

集計・分析処理料金(1人分)

220円(税込)



第一学習社

以下の資料をお届けします

- 学校総括表
- 順位一覧表・級門分布表
- 判定別一覧表
- 生徒指導カード(個人カード控)
- クラス台帳
- 生徒指導台帳
- 部活分析表
- 運動部活別比較表
- 部活台帳
- 学校集計資料・保健部資料
- ★教育委員会提出資料を完備

TEL03-5803-2131 FAX03-5803-2136 〒113-0028 東京都文京区向丘2丁目23-12

●大阪支社/TEL06-6380-1391

●札幌営業所/TEL011-811-1848

●仙台営業所/TEL022-271-5313

●新潟営業所/TEL0250-38-5911

●東京営業所/TEL03-5803-2131

●横浜営業所/TEL045-953-6191

●名古屋営業所/TEL052-769-1339

●神戸営業所/TEL078-937-0255

●広島営業所/TEL082-234-6800

●福岡営業所/TEL092-771-1651

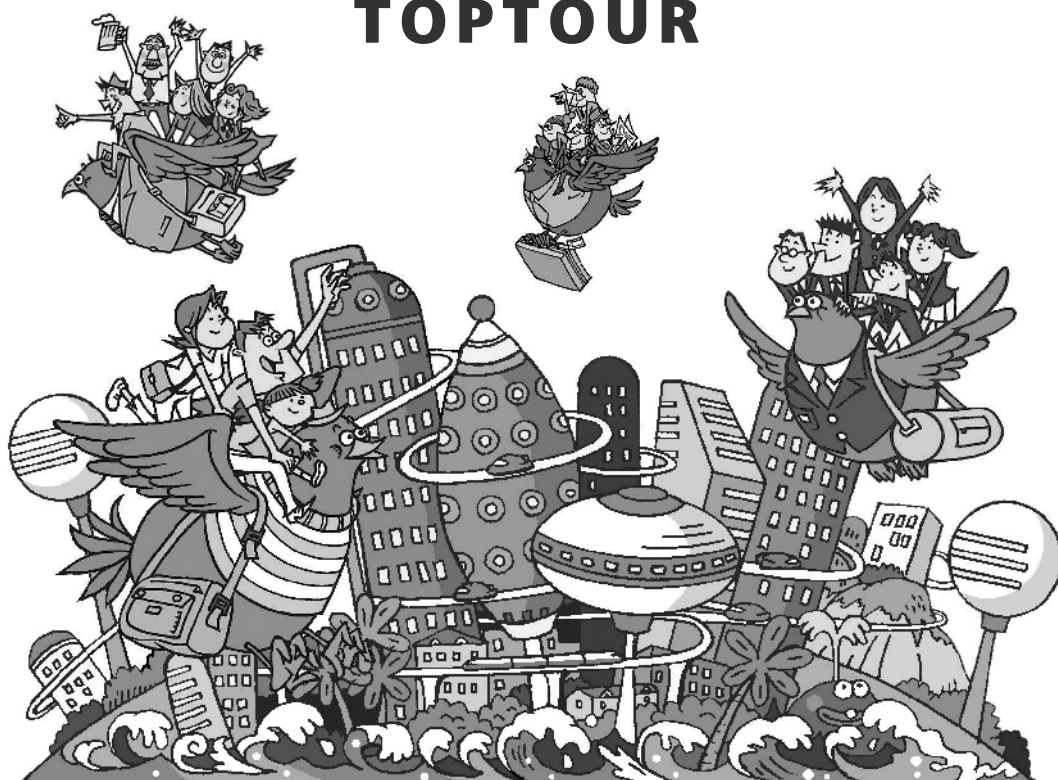
●金沢出張所/TEL076-291-5775

●沖縄出張所/TEL098-896-0085

The 50th Anniversary



TOPTOUR



人が行き、人が集う、それが旅。

東急観光株式会社は創立50周年を機にトップツアー株式会社として生まれ変わりました。

旅は人と人とのコミュニケーションの架け橋

旅は人と自然が触れ合う地球の扉

旅は人と歴史をつなぐ時空間のトンネル

そんな旅を創造し、提案する「旅行インテリジェンス企業」

それがトップツアー株式会社

東急観光は50年にわたる第一幕からトップツアーとして新たな第二幕のステージに立ちました。

みなさまから愛される企業をめざして……

東急観光が社名を変えました。

トップツアー株式会社

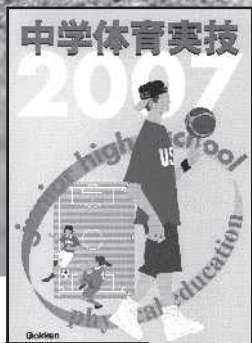
TOPTOUR

四二交通大臣登録旅行業第38号 日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員
〒153-8550 東京都目黒区東上3丁目8番1号 <http://www.toptour.co.jp> <http://toptour.jp>

トップツアー(株)は2006年3月に(財)日本青年海外研修協会より個人情報取扱いに関して適切に保護措置を講じていることを認められた企業に対し付与されるプライバシーマークの認定を受けています

Gakken

豊かな スポーツライフの ために



中学体育実技



新・中学保健体育の学習
(1～3年)



新・中学保健体育ノート
(1～3年)



図解・スポーツルール



デジタル版 (CD-ROM)
新・中学保健体育



デジタル版 (CD-ROM)
中学体育実技

- 学研式・体カテスト
- 「からだの物語」シリーズ
- 中学体育実技の評価 (CD-ROM)

(財)日本中学校体育連盟 特別賛助会員

(株)学習研究社 学校教育事業部

〒146-8502 東京都大田区仲池上1-17-15
TEL:03-3726-8134 (代表) FAX:03-3726-8148

■「かわいい内容はこちら」■
<http://www.gakken.co.jp/kyokatosho/>

一生使う身体の メンテナンス… してありますか？

MARUBISHI
健康で生き生きした生活を

スポーツをされ
ている方々の間
で大好評



家庭用低周波治療器

マッサ-ホット 22BL



医療機器 21600BZZ00045000

(財)日本学校体育研究連合会 特別賛助会員



丸菱産業株式会社

大阪市北区末広町 1-3 丸菱南森町ビル
TEL 06-6314-3221

成長期の正しい足の発育促進に大きな効果を 発揮する画期的な21世紀のシューズ。

教育シューズ
フレッシュ21

教育バレー[®]DX

推薦

(財)日本学校体育研究連合会
全国小学校体育研究連盟



4つの優しさ

- 優しさ 1 つま先ゆったり!
外反母趾予防設計
- 優しさ 2 洗たくカンタン!
はすせる中敷
- 優しさ 3 着地らくらく!
衝撃吸収材
- 優しさ 4 足にピッタリ!
0.5cmきざみ

登録 法人 日本学校体育研究連合会特別賛助会員

日進ゴム株式会社

〒700-0975 岡山市今8丁目16番17号

TEL (086)243-2456 FAX (086)242-0550

<http://www.nisshinrubber.com/>

フレッシュ 教育バレー[®] は、日進ゴム(株)の登録商標です。

高機能体育館シューズ

SS-100



- ◎快適な通気性（通気性メッシュ素材）
- ◎高い衝撃吸収（二重衝撃吸収）
- ◎新ラスト採用（運動機能性向上）
- ◎踏み付け防止兼用ヒールカウンター
- ◎指先感覚の屈曲性（袋縫い・トゥスプリング）
- ◎気持ち良いフィット感覚

●サイズ：21.5～28.0・29.0・30.0・31.0cm

●カラー：ホワイト、ブルー、レッド、グリーン、イエロー

財団法人

日本学校体育研究連合会特別賛助会員

S P E S スペース

学校体育シューズ研究会

School **P**hysical **E**ducation **S**hoes

協和 株式会社 株式会社 アステイコ

[連絡先事務局 TEL 078-611-4376]

JES

「足元からの健康づくり」おかげさまで30年

JES日本教育シューズ協会は、昭和51年5月「教育的価値の高い学校シューズの研究開発を図り、学童生徒の健康づくりに貢献する」ことを目的に非営利団体として設立され、昨年、30周年を迎えました。「足元からの健康づくり」を掲げ、「第二の心臓」と言われる足や趾の運動を妨げないシューズの研究から始まり、靴内気候を改善する「呼吸シューズ」や、着地衝撃を緩和する「吸圧シューズ」の開発を手がけてきました。現在では、様々なシューズに応用されています。

しかし、体力の低下傾向は依然として変わってはいません。この30年間でシューズは健康が考慮され作られるようになってきましたが、果たして、子ども達の足は健康になってきているのでしょうか？ 私たちJESは、30周年記念事業として「子ども達の足」を調査することから始めています。子ども達の足、そして健康を共に考えたいできれば幸いです。



「児童生徒の足計測」が始まっています。



現在、財団法人日本学校保健会では、今後の健康教育や保健指導等に役立てるため「児童生徒の足に関する実態調査」を実施しています。この調査は、足の大切さの普及活動に合わせ、調査協力校にうかがい、児童生徒の足の大きさ等を三次元計測器を使用し計測させて頂くものです。足の計測や調査に関わる業務は「JES日本教育シューズ協会」が担当しています。計測についてのご説明や、実施要項・足の資料等をご希望の方は、JES東京事務所までお問い合わせ下さい。



足と地球の健康を考えよう

日本教育シューズ協会

<http://www.jes.gr.jp/>

本部事務局 岡山市西川原1丁目11番6-1号
〒703-8258 TEL(086)272-5463 FAX(086)273-9439
東京事務所 東京都千代田区岩本町3-3-4
〒101-0032 TEL(03)3862-8684 FAX(03)3862-8632

ESPA

EDUCATION SHOES PROMOTIVE ASSOCIATION

体育館用・上履のスーパーシューズ誕生！

教育シューズ SP-3500

抜群の通気性をはじめ柔軟な屈曲性と優れた安定性など高い運動性能を
発揮する **Super Progress** 〈超先進〉機能満載



- サイズ：21.5～28.0cm (0.5cmきざみ) 29.0・30.0・31.0cm
- カラー：ブルー・レッド・グリーン・イエロー・ホワイト
- 甲 材：ポリエステル繊維／人工皮革
- 底 材：合成樹脂／ゴム

財団 日本学校体育研究連合会特別賛助会員
法人

教育シューズ振興会

本部事務局

〒700-0975 岡山市今8丁目16番17号 日進ゴム(株)内
TEL (086) 243-2218 FAX (086) 243-2253

さらに進化、そして深化する。

ダイナミックであること、そしてしなやかであること、一步先を行くスポーツウェアの条件とは、思いのままに身体能力を発揮できることからスタートします。大切なことは、軽やかな動きの中から生まれるパワー フィールドでのドラマのあとには、きっと多くの笑顔が集まります。



(財) 日本学校体育研究連合会特別賛助会員
(財) 日本学校体育研究連合会推薦品

COLUMBINE
ACTIVE SPORTS WEAR

児島株式会社

〒711-0911 岡山県倉敷市児島小川2-4-60

TEL 086-473-4634 FAX 086-472-0866

URL: <http://www.netlaputa.ne.jp/~kojima/>



JCA-JCM7240
JIS C 9001



JCA-JCM7240
JIS C 9001